KOBELCO

第168_□ 定時株主総会 招集ご通知

	///
第168回定時株主総会招集ご通知 ――	2
株主総会参考書類	6
事業報告	21
連結計算書類	51
計算書類	53
卧杏却生皇	744

株主の皆様へのお願い

株主の皆様の健康と安全を最優先に考え、新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、事前に書面(郵送)又はインターネットによる方法にて議決権をご行使いただき、会場へのご来場をお控えいただくことをご検討お願い申しあげます。本招集ご通知に同封の書面及び当社ホームページ(https://www.kobelco.co.jp)もあわせてご確認ください。なお、株主総会当日の模様につきましては、株主総会終了後、当社ホームページにてご視聴いただけます。

開場時刻及び開始時刻について

開場時刻及び開始時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



日为

2021年6月23日(水曜日)午前10時(午前9時開場予定)



神戸市中央区港島中町6丁目11番1神戸国際展示場2号館(1階)

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定 の件

書面 (郵送) 又はインターネットによる議決権行使期限 2021年6月22日 (火曜日) 午後5時30分まで

招集ご通知がスマホでも!

パソコン・スマートフォンからでも招集ご通知がご覧いただけます。

https://p.sokai.jp/5406/



株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃から格別のご高配を賜わりまして厚く御礼申しあげます。

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々、ご遺族の皆様には謹んでお悔やみ申しあげますとともに、罹患されている方々が一日も早く回復されますよう、心よりお祈り申しあげます。また、医療関係者の皆様をはじめ社会を支えるために尽力されている皆様に深く感謝の意を表します。

さて、2020年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けましたが、緊急収益改善策の効果や需要の回復などもあり、親会社株主に帰属する当期純利益は232億円となりました。

これを受け、期末配当につきましては、1株につき10円とさせていただきました。株主の皆様には、ご理解を賜わりたいと存じます。

さて、当社グループを取り告く事業環境は、コロナ禍を契機とした産業構造全体の急速な変化に加え、カーボンニュートラルの実現に向けた社会変革、デジタルトランスフォーメーションの進展等が想定されます。こうした変化は、多様な技術と人材をもつ当社グループにとって、多様な事業を営む企業としての強みを活かし、社会に貢献できる新たなビジネスチャンスでもあります。

この状況を踏まえ、当社グループは、「安定収益基盤の確立」と「カーボンニュートラルへ の挑戦」を最重要課題とする新たな中期経営計画を策定いたしました。

当社グループは、社会課題を解決する技術を融合し、ソリューション提案力を磨き、社会的要請や産業構造の変化に対応することにより、お客様や社会にとって"かけがえのない存在"としてあり続けるとともに、「安全・安心で豊かな暮らしの中で、今と未来の人々が夢や希望を叶えられる世界。」の実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き当社グループをご支援いただきたく、何卒よろしく お願い申しあげます。



株式会社神戸製鋼所 代表取締役社長

山口貢

KOBELCO が 実現したい未来

安全・安心で豊かな暮らしの中で、今と未来の人々が夢や希望を叶えられる世界。

KOBELCOの 使命・存在意義

個性と技術を活かし合い、 社会課題の解決に挑みつづける。

KOBELCOの 3つの約束

- 1. 信頼される技術、製品、サービスを提供します
- 2. 社員一人ひとりを活かし、グループの和を尊びます
- 3. たゆまぬ変革により、新たな価値を創造します

KOBELCOの 6つの誓い

- 1. 高い倫理観とプロ意識の徹底 3. 働きやすい職場環境の実現
- 2. 優れた製品・サービスの提供に 4. 地域社会との共生
 - **4. 地域社会との共生**
 - よる社会への貢献 品質憲章 5. 環境への貢献
 - 6. ステークホルダーの尊重

2021年6月2日

株主各位

(証券コード 5406) 2021年6月2日

神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号

紫神戸製鋼所

代表取締役社長 山口

第168回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第168回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申しあげます。なお、株主の皆様の健康と安全を最優先に考え、新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、事前に書面(郵送)又はインターネットによる方法にて議決権をご行使いただき、会場へのご来場をお控えいただくことをご検討お願い申しあげます。

〔書面(郵送)による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示いただき、ご返送ください。

[インターネットによる議決権の行使]

4ページから5ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、画面の表示に従って各議案の賛否をご入力ください。

. 具

記

1. 日 時

2021年6月23日(水曜日)午前10時(午前9時開場予定)

開場時刻及び開始時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目11番1

神戸国際展示場2号館(1階)

3. 株主総会の目的事項

報告事項

- 1. 第168期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容及び計算書類の内容報告の件
- 2. 会計監査人及び監査等委員会の第168期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

4. 株主総会の招集ご通知に際してご提供すべき事項

(1) 連結計算書類及び計算書類の一部のインターネットによるご提供について

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社の財産及び損益の状況、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表として表示すべき事項につきましては、当社ホームページ(https://www.kobelco.co.jp)に掲載し、ご提供しております。なお、当社の財産及び損益の状況については、監査等委員会が監査報告を作成するに際して、事業報告の一部として監査を受けております。また、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告をそれぞれ作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、あわせて監査を受けております。

(2) 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法について 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を 当社ホームページ(https://www.kobelco.co.jp)に掲載いたします。

第168回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社は、新型コロナウイルス感染防止のため、次のとおりの措置を講じますことをご案内申しあげます。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解並びにご協力のほど、よろしくお願い申しあげます。

<株主の皆様へのお願い>

- 株主の皆様の健康と安全を最優先に考え、新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、事前に書面(郵送)又はインターネットによる方法にて議決権をご行使いただき、会場へのご来場をお控えいただくことをご検討お願い申しあげます。株主の皆様との貴重な対話の機会ではございますが、ご理解のうえ、感染防止にご協力を賜わりますようお願い申しあげます。(株主総会参考書類(議案)につきましては、6ページから20ページ、議決権行使につきましては、4ページ及び5ページをご参照ください。)
- 株主総会当日の模様につきましては、株主総会終了後、当社ホームページ(https://www.kobelco.co.jp)にてご視聴いただけます。

<ご来場の株主の皆様へのお願い及びご案内>

- お土産のご用意はございません。
- ご来場の際には、以下を含めた感染防止対策にご協力をお願い申しあげます。
 - ・マスクのご着用
 - ・サーモグラフィーによる検温
 - ・接触確認アプリ(「兵庫県新型コロナ追跡システム」等)のインストール ※ 接触確認アプリにつきましては、会場にて詳細をご案内いたします。
- 感染リスクを避けるため、座席の間隔を大きく拡げることから、座席数が例年より大幅に減少いたします。座席数を上回る方がご来場された場合、会場への入場を制限させていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- 体調不良と見受けられる方には、入場をお断りする場合がございます。
- 咳エチケット等、周囲の株主の皆様へのご配慮をお願い申しあげます。
- 株主の皆様のご滞在時間を短縮するため、議事の一部を簡略化して行う予定でございます。
- 会場内では、運営スタッフの指示に従っていただきますようお願い申しあげます。

<当社の対応について>

- 株主総会の当社役員及び運営スタッフは、検温を含め、予め体調を十分確認します。また、株主総会当日は、マスクを着用し対応をさせていただきます。
- 会場入り□付近など会場内各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- 上記以外にも状況に応じて感染防止対策を実施することがございます。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により、株主総会日時や会場等の変更が生じる可能性がございます。当社ホームページ(https://www.kobelco.co.jp)もあわせてご確認いただきますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

議決権を行使していただく方法は、以下の3つの方法がございます。

書面(郵送)で 議決権を行使 いただく方法



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月22日 (火曜日) 午後5時30分到着分まで有効

インターネット で議決権を行使 いただく方法



(パソコン、スマートフォン又は携帯電話)

次ページの案内に従って、各議案 の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月22日 (火曜日) 午後5時30分入力完了分まで有効

株主総会に ご出席 いただく方法



当日ご出席の際は、お手数ながら、 同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

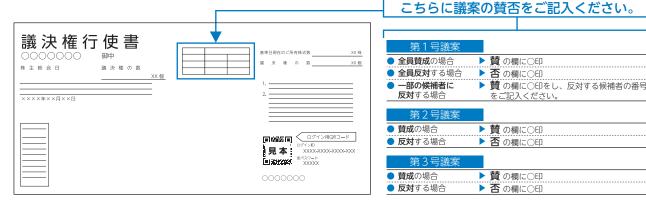
株主総会開催日時

2021年6月23日 (水曜日) 午前10時 (午前9時開場予定)

※代理人による議決権の行使

議決権を有する他の株主 1 名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。代理権を証明する書面として委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



書面 (郵送) 及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力する ことなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙 (右側) に記載の QRコードを 読み取ってください。



※「QRコード」は、 (株)デンソーウェーブの 登録商標です。

以降は、 画面の案内に 従って賛否を ご入力ください。



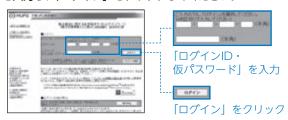
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使 https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



3 新しいパスワードをご登録してください。



4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコン、スマートフォン又は携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

お問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

○通話料無料

(受付時間) 午前9時~午後9時

スマートフォンで 招集ご通知の 主要なコンテンツを ご覧いただけます。

https://p.sokai.jp/5406/

ご参考



上記以外のご不明な点は右記に -

三菱UFJ信託銀行(株) 大阪証券代行部

0120-094-777

○通話料無料 (受付時間) 土・日曜日、祝日を除く 午前 Ω 時~午後 5 時

. . . .

- 1. インターネットによる議決権の行使は、毎日午前2時から午前5時まではお取扱いを休止いたします。
- 2. 機関投資家の皆様は、(株) ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
- 3.インターネットをご利用いただくための費用(プロバイダー接続料金・通信料金等)は株主様のご負担となります。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。 なお、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。委任状を議決権行使書用紙とと もにご提出ください。

1. 総株主の議決権の数

3,611,764個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

現在の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。) 11名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役8名の選任をお願いするものであります。なお、今回、当社の持続的成長と企業価値向上の実現に向け経営体制の見直しを実施することとし、取締役会については、経営の重要な方向性の決定とリスクマネジメントを含むモニタリングに一層の重点を置く体制とするため、員数を3名減員してお諮りしております。本議案をご承認いただきますと、当社の取締役会の構成は、19ページに記載のとおりとなります。

本議案については、監査等委員会において、監査等委員である社外取締役1名が参加している指名・報酬委員会の審議の内容を踏まえ検討した結果、候補者選定手続に特段の問題はなく、また、各候補者は、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」に従って選定されており、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はないとの意見表明を受けております。

本定時株主総会における当社の取締役候補者は次のとおりであります。

(「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」は15ページから16ページをご参照ください。あわせて、7ページに記載の「【ご参考】本議案をご承認いただいた場合の役員体制及び各取締役の主な経験等」もご参照ください。)

<取締役候補者(監査等委員である取締役を除く。)の一覧>

2 興石 房樹 (男性) 再任 社内 一 代表取締役副社長執行役員品質マネジメント委員品質マネジメント委員品質マネジメント委員品質マネジメント委員品質マネジメント委員品質マネジメント委員品質マネジメント委員品質マネジメント委員品質マネジメント委員品質マネジメント委員の計算を表現を表現の表現を表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表	- 4人小小 X ウ	(田田、田田、女女)		1 (o / min 2 xin	/ 兒/		
1 山口 頁(男性) 再任 社内 ー コンプライアンス委員、指名・報酬語コーポレートガバナンス委員 2 輿石 房樹(男性) 再任 社内 ー 代表取締役副社長執行役員品質マネジメント委員品質マネジメント委員品質マネジメント委員品質マネジメント委員品質マネジメント委員品質マネジメント委員品質マネジメント委員の品質を表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表	候補者番号	氏	名	再任・新任	社内・社外	金融商品取引所 独立役員	現 在 の 地 位 等
2 輿石 房樹 (男性) 再任 社内 - 記載取締役副社長執行役員 3 柴田 耕一朗 (男性) 再任 社内 - 代表取締役副社長執行役員 4 勝川 四志彦 (男性) 再任 社内 - 取締役執行役員 5 永良 哉 (男性) 再任 社内 - 取締役執行役員 5 永良 哉 (男性) 再任 社内 - コンプライアンス委員 1 一ポレートガバナンス委員 取締役 取締役会議長 1 本が 整生 (男性) 再任 社外 ・ 報酬委員 (委員長) 1 一ポレートガバナンス委員	1	やまぐち みつ 山口 買	(男性)	再任	社内	-	コンプライアンス委員、指名・報酬委員
3 柴田 耕一朗 (男性) (再任) 社内 - 代表取締役副社長執行役員 4 勝川 四志彦 (男性) 再任 社内 - 取締役執行役員 5 永良 哉 (男性) 再任 社内 - コーポレートガバナンス委員 5 水良 哉 (男性) 再任 社内 - コンプライアンス委員 6 北畑 隆生 (男性) 再任 社外 ○ 指名・報酬委員 (委員長) 1ーポレートガバナンス委員 コーポレートガバナンス委員	2	輿石 房植	対 (男性)	再任	社内	-	
4 勝川 四志彦 (男性) 再任 社内 - 収締役執行役員 コーポレートガバナンス委員 取締役執行役員 コンプライアンス委員 コンプライアンス委員 コーポレートガバナンス委員 コーポレートガバナンス委員 取締役 取締役会議長 指名・報酬委員 (委員長) コーポレートガバナンス委員 コーポレートガバナンス委員	3			再任	社内	_	代表取締役副社長執行役員
5 永良 哉 (男性) 再任 社内 ー コンプライアンス委員 コーポレートガバナンス委員 取締役 取締役会議長 取締役 取締役会議長 指名・報酬委員 (委員長) コーポレートガバナンス委員	4		· (男性)	再任	社内	-	
6 北畑 隆生 (男性) 再任 社外 ○ 指名・報酬委員 (委員長) コーポレートガバナンス委員	5	永良 哉	发 (男性)	再任	社内	-	コンプライアンス委員
If 6 If 72 A D = TO 100 A D	6		三 (男性)	再任	社外	0	指名・報酬委員 (委員長)
	7	馬場 宏之	^き <mark>Z</mark> (男性)	再任	社外	0	取締役 コーポレートガバナンス委員(委員長)
8 伊藤 ゆみ子 (女性) THE THE THE TRANSPORT TO	8	伊藤ゆみ子	之 (女性)	再任	社外	0	

⁽注) 1. 当社は、2021年4月1日付にてコーポレートガバナンス委員会を発足いたしました。当該委員会は、経営環境の変化に応じた経営体制の在り 方を独立かつ客観的な視点で、継続的に検討し、取締役会に答申する役割を担っております。

⁽注) 2. 当社は、職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役に就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の更新に先立ち、コーポレートガバナンス委員会での審議を経て、取締役会で更新の決議を行います。当社が締結している役員等賠償責任保険契約の詳細につきましては、本招集ご通知添付の事業報告40ページをご参照ください。

【ご参考】本議案をご承認いただいた場合の役員体制及び各取締役の主な経験等

		氏 名		現 在 の地 位 等	社内・社外・	ジェクト管理	財務・会計	素材系事業	機械系事業	電力事業	造・設備技術関発・製	海外ビジネス	マネジメント	他業種知見
	やまぐち	³²⁵ 頁		代表取締役社長 コンプライアンス委員 指名・報酬委員 コーポレートガバナンス委員	社内	0	0	0	0	0		0	0	
	輿石	 房樹	-	代表取締役 副社長執行役員 品質マネジメント委員	社内	0		0			0			
	柴田 🏃	耕一朗	業務執行	代表取締役 副社長執行役員	社内	0		0			0			
本議案の	^{ゕっゕゎ} 勝川 [立志彦		取締役 執行役員 コーポレートガバナンス委員	社内	0	0		0	0			0	
候補者	永良	世		取締役 執行役員 コンプライアンス委員 コーポレートガバナンス委員	社内	0		0				0	0	
	きたばた	隆生		取締役 取締役会議長 指名・報酬委員(委員長) コーポレートガバナンス委員	社外独立役員								0	0
	馬場	びるゆき		取締役 コーポレートガバナンス委員 (委員長)	社外独立役員	0					0			0
	伊藤(ゆみ予		取締役 コーポレートガバナンス委員	社外独立役員								0	0
	石川	裕士	非業務執行	監査等委員(常勤)	社内	0			0			0		
[補足] 本議案の 候補者では	対馬	靖	7 執 行	監査等委員(常勤)	社内	0	0	0	0	0				
	宮田	賀生		監査等委員	社外独立役員	0						0		0
ございません	河野	雅明		監査等委員(委員長) 指名・報酬委員 コーポレートガバナンス委員	社外独立役員	0	0							0
	三浦	州夫		監査等委員 コンプライアンス委員(委員長)	社外独立役員								0	0

各候補者の略歴等は次のとおりであります。各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。 なお、当社は変化の激しい事業環境に応じ、柔軟かつ機動的な人材配置を進めていく必要性が高まっていることから、 2021年4月1日より、執行役員の役位のうち、専務・常務を廃止いたしました。

候補者番 号



みつぐ 再任 社内

(1958年1月8日生)

所有する当社株式数

44.700株

2020年度取締役会出席率 15回/15回(100%)



略歴 (地位)

1981年 4月 当社入社

2011年 4月 当社執行役員

2013年 4月 当社常務執行役員

2015年 4月 当社専務執行役員

2016年 6月 当社取締役専務執行役員

2017年 4月 当社取締役副社長執行役員

2018年 4月 当社取締役社長 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

候補者とした理由

当社の鉄鋼事業、機械事業及び本社部門でのM&Aやアライアンスの推進などを通じ、豊富な経験・見識を有しており、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」(15ページをご参照ください。)に照らして、適任であると判断しております。当社が「KOBELCOグループ中期経営計画(2021~2023年度)」の完遂と更なる飛躍を目指すためには、経営トップには、一つの事業部門に偏らず、客観的に全体をみた判断が求められます。こうしたことから、素材・機械・本社と様々な分野の経験を有する山口貢氏が適任であると判断しております。

候補者 号 2

輿石 房樹

再任 社内

(1959年8月29日生)

所有する当社株式数

39,900株

2020年度取締役会出席率 15回/15回(100%)



略歴(地位)

1984年 4月 当社入社

2012年 4月 当社執行役員

2014年 4月 当社常務執行役員

2015年 6月 当社常務取締役

2016年 4月 当社取締役専務執行役員

2018年 4月 当社取締役副社長執行役員(現任)

[担当・重要な兼職の状況]

安全・環境部、品質統括部の総括、全社安全衛生 の総括、全社環境防災の総括、全社品質の総括

候補者とした理由

当社の溶接事業の製品技術分野での豊富な経験・見識を有しており、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」(15ページをご参照ください。)に照らして、適任であると判断しております。加えて、適大・機械・電力と幅広い事業分野を有するサ社において、全社安全衛生、全社環境防災及び全社品質を監督する立場として、家材接材料、溶接口ボットシステムという素材接材料、溶接口ボットシステムという素材業が間での経験・見識を有する興石房樹氏が適任であると判断しております。

候補者番号

柴田 耕一朗

再任 | 社内

(1958年12月6日生)

所有する当社株式数

36.900株

2020年度取締役会出席率 15回/15回(100%)



略歴 (地位)

1984年 4月 当社入社

2012年 4月 当社執行役員

2014年 4月 当社常務執行役員

2016年 4月 当社専務執行役員

2018年 4月 当社副社長執行役員

2018年 6月 当社取締役副社長執行役員(現任)

「担当・重要な兼職の状況」

事業開発部、知的財産部、IT企画部の総括、全社 技術開発の総括、全社システムの総括

候補者とした理由

当社の鉄鋼事業の製造技術分野での豊富 な経験・見識や製鉄所長としての経験を有 しており、当社の「取締役候補者指名にあ たっての考え方」(15ページをご参照くだ さい。) に照らして、適任であると判断し ております。加えて、成長戦略の基盤とな る技術開発分野やデジタルトランスフォ ーメーションの推進を監督する立場とし て、製造技術分野と生産拠点の経験・見識 を有する柴田耕一朗氏が適任であると判 断しております。

四志彦

再任 | 社内

(1962年3月12日生)

25.200株

所有する当社株式数

2020年度取締役会出席率 15回/15回(100%)



略歴 (地位)

1985年 4月 当計入計

2015年 4月 当社執行役員

2017年 4月 当社常務執行役員

2018年 4月 当社専務執行役員

2018年 6月 当社取締役専務執行役員

2021年 4月 当社取締役執行役員 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

経営企画部、財務経理部、海外拠点(本社所管) の総括

候補者とした理由

当社の経営企画部門、事業部門の企画管理 部門での豊富な経験・見識を有しており、 当社の「取締役候補者指名にあたっての考 え方 | (15ページをご参照ください。) に 照らして、適任であると判断しておりま す。加えて、当社グループの経営企画部門 や経理・財務など経営改革の実行を支える 本社部門を監督する立場として、企画部 門、管理部門における豊富な経験を有する 勝川四志彦氏が適任であると判断してお ります。

候補者番号

5

水良

哉

再任 社内

(1961年7月5日生)

所有する当社株式数

23.900株

2020年度取締役会出席率 11回/11回(100%)



略歴 (地位)

1985年 4月 当社入社

2016年 4月 当社執行役員

2018年 4月 当社常務執行役員

2020年 4月 当社専務執行役員

2020年 6月 当社取締役専務執行役員

2021年 4月 当社取締役執行役員 (現任)

「担当・重要な兼職の状況」

内部統制・監査部、法務部、総務・CSR部、人事 労政部、建設技術部、機材調達部、ラグビー部支 援室、支社・支店、高砂製作所(直属部門)の総 括、全社コンプライアンスの総括

当社の人事部門や事業部門の企画管理部 門での豊富な経験・見識を有しており、当 社の「取締役候補者指名にあたっての考え 方」(15ページをご参照ください。)に照 らして、適任であると判断しております。 加えて、内部統制、コンプライアンス、法 務、人事など当社グループの風土・文化の 刷新・改革を推進し事業活動を支える部門 を監督する立場として、人事部門や企画部 門における豊富な経験を有する永良哉氏 が適任であると判断しております。

候補者とした理由

●永良哉氏が取締役に就任した2020年6月24日以降、取締役会を11回開催しております。

北畑 隆生

再任 社外 金融商品取引所独立役員

(1950年1月10日生)

所有する当社株式数

9.400株

2020年度取締役会出席率 15回/15回(100%)

社外取締役在任期間

11年



略歴 (地位)

1972年 4月 通商産業省入省 2004年 6月 経済産業省経済産業政策局長 2006年 7月 経済産業事務次官

2008年 7月 経済産業省退官

2010年 6月 当社取締役 (現任) 丸紅 (株) 社外監査役

2013年 6月 学校法人三田学園理事長 丸紅(株)社外取締役(現任)

2014年 4月 学校法人三田学園学校長

2014年 6月 セーレン(株)社外取締役(現任) 日本ゼオン(株)社外取締役(現任)

2019年 3月 学校法人三田学園理事長退任 2020年 4月 学校法人新潟総合学院開志専門職 大学学長 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

当社取締役会議長 丸紅(株)社外取締役 セーレン(株) 社外取締役 日本ゼオン(株)社外取締役 学校法人新潟総合学院開志専門職大学学長

候補者とした理由及び 期待される役割の概要

社外取締役又は社外監査役となること以 外の方法で会社の経営に関与したことは ありませんが、行政官としての幅広い経験 に基づく産業界全般に対する高い見識 と、上場企業での社外役員としての豊富な 知見をもとに、客観的、公正・中立な判断 ができる人物であることから、当社の「取 締役候補者指名にあたっての考え方」及び 「独立役員の基準」 (15ページから16ペ ージをご参照ください。) に照らして、当 社の社外取締役として適任であると判断 しております。同氏は、これまで、取締役 会及び独立社外取締役会議にて積極的に 経営に係る助言及び提言を行っているほ か、取締役会議長及び指名・報酬委員会委 員長として、当社の経営に対するモニタリ ング機能の向上に寄与しております。ま た、2021年4月に発足したコーポレート ガバナンス委員会では、委員として独立的 かつ公正的な立場から、持続的成長及び企 業価値向上に資する当社の経営体制の在 り方に係る助言及び提言を行っておりま す。同氏には、引き続き、当社の社外取締 役として業務執行に対する監督等適切な 役割を果たすことを期待しております。

- 北畑降牛氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ●当社は、北畑隆生氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ており、同氏が取締役に選任された場合、 引き続き独立役員として届け出る予定です。
- 北畑隆生氏は、当社の「独立役員の基準」を満たしております。概要は次のとおりであります。

学校法人三田学園

当社との取引及び当社からの寄附なし 理事長退任:2019年3月

学校法人新潟総合学院開志専門職大学

当社との取引及び当社からの寄附なし

●当社と北畑隆生氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責 任限度額に限定する旨の契約を締結しております。本定時株主総会で同氏が取締役に選任された場合、改 めて責任限定契約を締結する予定であります。

馬場

再任 社外 金融商品取引所独立役員

(1954年1月27日生)

所有する当社株式数

8.300株

2020年度取締役会出席率 15回/15回(100%)

社外取締役在任期間

4年



略歴 (地位)

1976年 4月 住友ゴム丁業(株)入社

2000年 3月 同社取締役

2003年 3月 同社執行役員

2003年 7月 SRIスポーツ(株) (現 住友ゴムT 業(株)) 取締役社長

2011年 3月 同社取締役会長

2015年 3月 同社相談役

2015年 6月 積水化成品工業(株)社外取締役(現任)

2017年 6月 当社取締役 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

積水化成品工業(株)社外取締役

候補者とした理由及び 期待される役割の概要

産業界における当社とは異なる事業領域 での豊富な経験や、経営者としての高い見 識をもとに、客観的、公正・中立な判断が できる人物であることから、当社の「取締 役候補者指名にあたっての考え方| 及び 「独立役員の基準」 (15ページから16ペ ージをご参照ください。) に照らして、当 社の社外取締役として適任であると判断 しております。同氏は、これまで、取締役 会及び独立社外取締役会議にて経営に係 る積極的な助言及び提言を行い、2021年 4月に発足したコーポレートガバナンス 委員会においても、委員長として独立的か つ公正的な立場から、持続的成長及び企業 価値向上に資する当社の経営体制の在り 方に係る助言及び提言を行っておりま す。同氏には、引き続き、当社の社外取締 役として業務執行に対する監督等適切な 役割を果たすことを期待しております。

- 馬場宏之氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ●当社は、馬場宏之氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ており、同氏が取締役に選任された場合、 引き続き独立役員として届け出る予定です。
- 馬場宏之氏は、当社の「独立役員の基準」を満たしております。概要は次のとおりであります。

当社からの販売: 当社の連結総売上高の0.1%未満 住友ゴム工業(株) 業務執行者退任:2003年6月(3年以上経過) SRIスポーツ(株) 当社との取引なし 業務執行者退任:2015年3月(3年以上経過) (現 住友ゴム工業(株))

● 当社と馬場宏之氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責 任限度額に限定する旨の契約を締結しております。本定時株主総会で同氏が取締役に選任された場合、改 めて責任限定契約を締結する予定であります。

伊藤 ゆみ子

再任 社外 金融商品取引所独立役員

(1959年3月13日生)

所有する当社株式数

4.000株

2020年度取締役会出席率

14回/15回 (93%)

社外取締役在任期間

2年



略歴 (地位)

1984年 4月 衆議院法制局参事

1989年 4月 弁護十登録

坂和総合法律事務所入所

1991年 7月 田辺総合法律事務所入所

2001年 4月 ジーイー横河メディカルシステム(株) (現 GEへ ルスケア・ジャパン(株)) 法務・特許室長

2004年 5月 日本アイ・ビー・エム(株)法務・知的財産 スタッフ・カウンセル

2007年 3月 マイクロソフト(株)(現日本マイクロソフト (株)) 執行役 法務・政策企画統括本部長

2013年 4月 シャープ(株)執行役員

2013年 6月 同社取締役兼執行役員

2014年 4月 同社取締役兼常務執行役員

2016年 6月 同社常務執行役員

2019年 3月 同社常務執行役員退任

2019年 4月 イトウ法律事務所開設、代表就任 (現任)

2019年 6月 当社取締役 (現任) 参天製薬(株)社外監査役 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

イトウ法律事務所代表 参天製薬(株)社外監査役

候補者とした理由及び 期待される役割の概要

企業経営における法務領域を中心とした 豊富な経験や高い見識をもとに、客観的、 公正・中立な判断ができる人物であること から、当社の「取締役候補者指名にあたっ ての考え方|及び「独立役員の基準」(15 ページから16ページをご参照くださ い。) に照らして、当社の社外取締役とし て適任であると判断しております。同氏 は、これまで、取締役会及び独立社外取締 役会議にて経営に係る積極的な助言及び 提言を行い、2021年4月に発足したコー ポレートガバナンス委員会においても、委 員として独立的かつ公正的な立場から、持 続的成長及び企業価値向上に資する当社 の経営体制の在り方に係る助言及び提言 を行っております。同氏には、引き続き、 当社の社外取締役として業務執行に対す る監督等適切な役割を果たすことを期待 しております。

- ●伊藤ゆみ子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、伊藤ゆみ子氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ており、同氏が取締役に選任された場 合、引き続き独立役員として届け出る予定です。
- ●伊藤ゆみ子氏は、当社の「独立役員の基準」を満たしております。概要は次のとおりであります。

ジーイー横河メディカルシステム(株)(現 GEヘルスケア・ジャパン(株))	当社との取引なし
日本アイ・ビー・エム(株)	当社の購入:日本アイ・ビー・エム(株)の連結売上高の0.01%未満
マイクロソフト(株)(現 日本マイクロソフト(株))	当社との取引なし 業務執行者退任:2013年3月(3年以上経過)
シャープ(株)	当社からの販売:当社の連結総売上高の0.01%未満 業務執行者退任:2019年3月
坂和総合法律事務所	顧問契約なし(退所:1991年7月)当社との取引なし
田辺総合法律事務所	顧問契約なし(退所:2001年3月)当社の支払額:100万円未満
イトウ法律事務所	顧問契約なし 当社との取引なし

●当社と伊藤ゆみ子氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低 責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。本定時株主総会で同氏が取締役に選任された場合、 改めて責任限定契約を締結する予定であります。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

塩路 広海

社外 金融商品取引所独立役員

(1957年1月28日生)

所有する当社株式数

0株



略歴(地位)

1987年 4月 弁護士登録、浅岡法律事務所

外取締役 (現任)

(現 浅岡・瀧法律会計事務所)入所

1991年 4月 塩路法律事務所開設、所長就任(現任) 2007年 6月 (株)立花エレテック社外監査役(現任) 2015年 6月 (株)フジシールインターナショナル社

[担当・重要な兼職の状況]

塩路法律事務所所長

(株) 立花エレテック社外監査役

(株) フジシールインターナショナル社外取締役

候補者とした理由及び 期待される役割の概要

社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験、他の上場企業の社外役員としての知見をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」(15ページから16ページをご参照ください。)に照らして、適任であると判断しております。同氏には、取締役会及び独立社外取締役会議にて積極的に経営に係る助言及び提言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。

- 塩路広海氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
- ●本議案が承認可決され、塩路広海氏が監査等委員である取締役に就任する場合、金融商品取引所に独立役員として届け出る予定です。
- 塩路広海氏は、当社の「独立役員の基準」を満たしております。概要は次のとおりであります。

浅岡法律事務所 (現 浅岡・瀧法律会計事務所)

顧問契約なし(退所:1991年3月) 当社との取引なし

指欧注油市 教证

顧問契約なし 当社との取引なし

- 当社と塩路広海氏とは、本議案が承認可決され、同氏が監査等委員である取締役に就任する場合、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。
- ●当社は、職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、塩路広海氏が監査等委員である取締役に就任する場合は、当該保険契約の被保険者となります。当社が締結している役員等賠償責任保険契約の詳細につきましては、本招集ご通知添付の事業報告40ページをご参照ください。

【ご参考】当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」

第1号議案及び第2号議案に上程しております各候補者の指名にあたっては、指名・報酬委員会に対し、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」を充足するか否かを含めて諮問し、その答申を受けて、取締役会において指名の審議・承認を行いました。

【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者指名にあたっての考え方】

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は株主から負託を受けた役割を果たすため、以下の資質を持つ 人物が望ましいと考え、この考え方に沿って候補者を指名します。

- A) ステークホルダーに配慮し、社会的責任を全うすると同時に、企業価値の向上に取り組むという当社の企業理念、 経営ビジョンを十分に理解し、その実践に努めることができること
- B) 自身のキャリアを踏まえて事業、職務への深い知見を有すると同時に、経営資源の分配をはじめ、重要な経営事項の決定に際し、素材系、機械系、電力供給といった多岐にわたる当社の事業間のシナジー効果を十分に発揮できるよう、柔軟かつバランスの取れた判断ができること
- C)変化の激しい環境において、迅速かつ果断な判断ができること
- D) 取締役会の一員として、他の取締役に対し、積極的な提言、示唆を実施できること
- E) なお、社外取締役については、社外の公正中立な意見を取締役会の決議に反映させることで、適切なリスクテイクを後押しし、当社の中長期的成長をサポートすることができる人物が望ましいことから、上記A) 乃至D) に加えて、以下の条件を満たすことを求めます。
 - a. 豊富な経験と高い見識を有し、その経歴等に鑑みて、客観的・公正・中立な判断ができること
 - b. 特に、当社の経営ビジョン・経営計画の推進にあたり必要なグローバルな知見もしくは当社の営む事業分野に対する知見があること
 - c. 当社の定める独立役員の基準を満たすこと

【監査等委員である取締役候補者指名にあたっての考え方】

当社の監査等委員である取締役は株主から負託を受けた役割を果たすため、以下の条件を満たす人物が望ましいと考え、この考え方に沿って候補者を指名します。

- A) 当社の多岐にわたる事業特性を十分に理解したうえで、会社法に定める職責・機能に基づき適正な監査・監督ができること
- B) 適法性監査にとどまらず、企業価値向上に資するよう、経営の妥当性にまで視野を広げ、取締役会で積極的な発言等ができること
- C) 監査等委員であることを踏まえて、取締役としての権限を適正に行使できること
- D) なお、少なくとも 1 名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有する人物の登用を基本とします。
- E) また、監査等委員である社外取締役については、様々な視点から監査・監督機能が発揮されるよう法曹界、金融界、産業界等幅広い分野の出身者からそれぞれ招聘することを基本とし、その上で、その知見を活かして、監査等を通じて得た情報をもとに、適切なリスクテイクを後押しし、当社の中長期的成長をサポートすることができる人物が望ましいことから上記 A) 乃至 C) に加えて、以下の条件を満たすことを求めます。
 - a. 豊富な経験と高い見識を有し、その経歴等に鑑みて、客観的・公正・中立な判断ができること
 - b. 当社の定める独立役員の基準を満たすこと

【独立役員の基準】

当社の社外取締役(監査等委員である社外取締役を含む。)は、以下の要件のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものとします。ただし、L)は監査等委員である社外取締役についてのみ適用されるものとします。

- A) 現在または過去における当社グループ(当社およびその子会社をいう。以下同じ。) の業務執行者(業務執行取締役、執行役および執行役員その他の使用人をいう。以下同じ。)
- B) 現在または過去5年間において、近親者(2親等以内の親族をいう。以下同じ。)が当社グループの業務執行者であるもの
- C) 現在または過去3年間における当社の主要な株主(議決権保有割合10%以上の株主をいう。) またはその業務執 行者
- D) 現在または過去3年間における当社の主要な取引先(直近3事業年度における当社に対する支払額のうち最も高い額が当社の連結総売上高の2%を超える取引先をいう。) またはその業務執行者
- E) 現在または過去3年間において当社を主要な取引先とする者(直近3事業年度における当社の支払額のうち最も高い額がその者の連結総売上高の2%を超える取引先をいう。)またはその業務執行者
- F) 現在または過去3年間において当社の資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関 その他の大□債権者またはその業務執行者
- G) 現在または過去3年間において当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(個人の場合には1,000万円/年または10万ドル/年のいずれか大きい額以上の額のものをいい、法人、組合等の団体である場合にはその団体の連結総売上高の2%以上の額のものをいう。)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。但し、当該団体から報酬の支払を受けず、独自に自己の職務を遂行する者を除く。)
- H) 当社の会計監査人である公認会計士、または当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- I) 直近事業年度において、当社から1,000万円/年または10万ドル/年もしくは当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄附または助成を受けている組織の代表者もしくはそれに準ずる者
- J) 当社グループと社外役員の相互派遣の関係(当社グループに在籍する業務執行者が他の会社の社外役員であり、 かつ当該他の会社に在籍する業務執行者が当社の社外役員である場合をいう。) を有する会社の業務執行者
- K) 近親者が上記C) ~ J) (業務執行者については、取締役、執行役および執行役員に限り、法律事務所等の専門的アドバイザリーファームに所属する者については、社員およびパートナーに限る。)に該当する者
- L) 以下のa. からc. に該当する者の近親者
 - a. 現在または過去1年間における当社の子会社の非業務執行取締役
 - b. 現在または過去1年間における当社の子会社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、当該法人に 所属する公認会計士もしくは税理士)
 - c. 過去1年間における当社の非業務執行取締役

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

当社は、2016年6月22日開催の第163回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)を対象とした株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)の導入についてご承認(以下、当該株主総会における決議を「原決議」といいます。)いただきましたが、今般、2021年3月1日付で会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)が施行されたことに伴い、改めて、取締役に対する株式報酬の報酬枠を設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、実質的な報酬枠を増枠するものではなく、法令の改正がなされたことから、下記(5)のとおり、本制度に基づく当社株式等の給付にあたり基準となる取締役等に付与されるポイント数の上限を定めるものであります。

当社取締役会は、本議案が、原決議同様、株主の皆様と価値観を共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大に対する取締役の貢献意識を高めることを目的としており、当社取締役会にて決議された当社の役員報酬制度の基本方針にも合致していることから、その内容は相当であるものと考えております。なお、本議案については、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会においても、法令及び当社の役員報酬制度の基本方針に照らし、問題がないことを確認しており、監査等委員会からは、特段指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。本制度の詳細につきましては、下記【本制度の概要等】の枠内で、取締役会にご一任いただきたく存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は8名ですが、第1号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は社外取締役及び監査等委員である取締役を除く5名となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。

※ 当社の役員報酬制度は、2016年6月22日開催の第163回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の基本報酬(支給限度額は1事業年度当たり総額650百万円以内)、業績連動報酬(上限額に相当する支給限度額は1事業年度当たり総額350百万円)及び本制度にて構成されています。当社の役員報酬制度の基本方針及び詳細については、本招集ご通知添付の事業報告41ページから43ページをご参照ください。

【本制度の概要等】

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、「本信託」といいます。)を通じて取得され、下記(2)の取締役及び執行役員(以下、「取締役等」といいます。)に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として、信託期間中の3年毎の一定期日といたします。

(2) 本制度の対象者

当社取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役は、本制度の対象外といたします。)及び執行役員

(3) 当社が本信託に拠出する金額

当社は、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度毎の期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要となる株式の取得資金として、1,100百万円(うち、当社取締役分570百万円)を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しております。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当初の対象期間に関して当社株式12,228,000株を取得しております。

(注) 当社は、2016年10月1日付で普通株式10株を1株に併合する株式併合を実施しておりますが、上記株式数は当該株式併合前に取得したものです。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間毎に、本信託による上記株式の取得資金として1,100百万円(うち、当社取締役分は570百万円)を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(対象期間の末日において、既に取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、本議案で承認を得た上記上限から残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額で金額換算します。)を控除した額とします。

ご参考として、2021年4月1日時点の終値である715円での当社株式の取得を前提とした場合、当初の対象期間に関して、当社が取締役等への給付を行うための株式の取得資金として本信託に拠出する資金の上限額1,100百万円を原資に取得される株式数は、153,8万株となります。

(4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて行います。

(5) 取締役等に給付される当社株式等の具体的な内容

当社は、各事業年度毎に、役員株式給付規程に基づき、役位・報酬ランク及び業績等に応じて定まる数のポイントを各取締役等に付与します。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、1,295,600ポイント(うち、当社取締役分671,400ポイント)を上限とします。

取締役等に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行います。)。

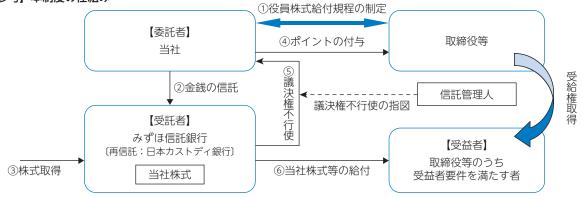
下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、受益者要件を満たす時点までに当該取締役等に付与されたポイントを合計した数とします。

(6) 取締役等に対する当社株式等の給付時期

取締役等が役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイントを累積した数に相当する当社株式について、原則として、信託期間中の3年毎の一定期日に本信託から当社株式等の給付を受けます。ただし、取締役等が退任する場合は、当該期日にかかわらず、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に給付手続に必要な期間を経て本信託から給付を受けます。

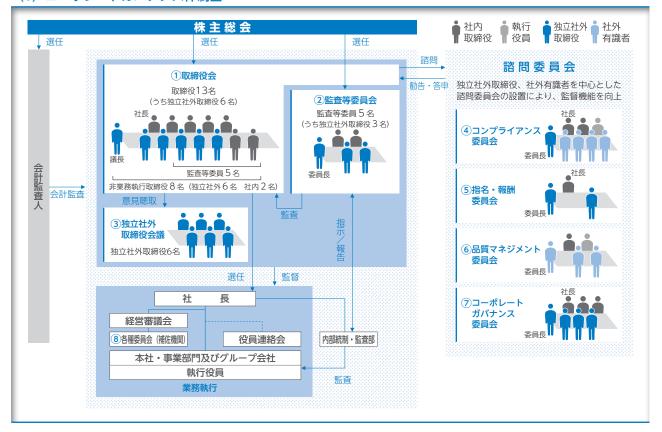
なお、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社 株式を時価で換算した金銭の給付を受けます。また、金銭給付を行うために、本信託が当社株式を売却する場合があります。

【ご参考】本制度の仕組み



【ご参考】当社のコーポレートガバナンスの体制(第1号議案をご承認いただいた場合の体制)

(1) コーポレートガバナンス体制図



(2) 当社のコーポレートガバナンス体制の特長

需要分野、事業環境、商流、規模などが異なる広範囲なセグメントのシナジー効果を発揮させることが当社の企業価値の源泉であり、 持続的成長の礎となる技術開発やイノベーションの追求は、現場と一体となった議論無くしては達成できないと当社は考えております。 さらに、多岐にわたる事業に対するリスク管理や経営資源の分配などにつき、活発な議論や適切な意思決定を行うと同時に、機動的 な業務執行の監督を取締役会が行うことが必要であり、そのためには、監督と執行を完全には分離せず、業務執行側に対する正しい理解 を持ったメンバーが取締役会に参画することが望ましいと考えております。

こうした考えのもど、機関設計として、監督と執行を完全には分離しない一方、当社の幅広い事業に対する充実した監査の実施、監督機能の維持・強化、経営に関する意思決定の迅速化を図るため、監査を担当する者が取締役会において議決権を有する監査等委員会設置会社を選択しております。その上で、モニタリングの実効性の向上のため、取締役会に対し、コンプライアンス、指名・報酬、品質マネジメント、コーポレートガバナンスに関する的確な提言を行う機能を担う諮問委員会を設置しております。また、業務執行の実効性向上のため、社長以下執行役員が重要事項を審議する場として経営審議会を置くほか、サステナビリティ推進や事業ポートフォリオ管理など事業部門全体に関わる重要事項を統括・推進するため、経営審議会の補佐機関として各種委員会を設置し、取締役会がこれらをモニタリングする体制としております。当社のコーポレートガバナンス体制の特長の概要は次のとおりです。

<取締役会・監査等委員会に関する取組み>

	実施項目	取組内容	目的		
	員数(監査等委員である取 締役を含む。)	13名(うち、社外取締役6名) ※監査等委員である取締役5名 (うち、社外取締役3名)	取締役会における実質的な議論の確保、監督 機能の向上と多様性の両立		
1	社外取締役員数	6名 (46.2%)	社外の公正中立な視点や少数株主等ステー クホルダーの視点の反映		
取締	独立社外取締役比率	3分の1以上	 取締役会の公正性と透明性の向上及び企業		
取締役会	取締役会議長	原則、独立社外取締役から選定	としての成長戦略議論の更なる活性化		
	取締役の構成	業務執行取締役は社長のほか、全社として重点 を置く特定機能を総括する取締役を配置 非業務執行取締役は8名(監査等委員である取締役 5名、社外取締役3名)で取締役会全体の過半数	取締役会のモニタリング機能強化		
<u>(2)</u>	員数	5名(うち、社外監査等委員3名)			
) 點查等表質	監査等委員の構成	社外監査等委員を法曹界、金融界、産業界出身 など多様な領域から招聘	透明性・公正性の担保、監査機能の強化		
	監査等委員会委員長	独立社外取締役から選定			
	常勤監査等委員	2名設置	監査環境の整備、社内の情報の収集、内部統制システムの整備状況の日常的な監査による監査等委員会の職務執行の円滑化		

<任意の会議体設置> 名称の末尾*印は取締役会の諮問機関

名称	メンバー構成	基本的役割等
③ 独立社外取締役会議	独立社外取締役全員	経営陣の指名や報酬以外の業務執行に関する情報提供と共有(適宜、業務執行取締役等も出席し情報提供・意見交換)
④ コンプライアンス委員会*	社外取締役、社外有識者、社長、総括取締役、 担当役員 (委員長は社外委員間の互選により選出)	企業活動における法令・倫理遵守のための活 動に関する事項を審議
⑤ 指名・報酬委員会*	社長を含む、3~5名の委員で構成し、過半数が独立社外取締役 (委員長は独立社外取締役)	最高経営責任者の後継者選定を含む取締役・ 執行役員等の重要な役員の選解任及び報酬制 度につき審議
⑥ 品質マネジメント委員会*	社外有識者3名及び社内役員2名 (委員長は社外委員間の互選により選出)	当社グループにおける品質マネジメント強化活動の継続的なモニタリングと提言及び品質不適切行為に対する再発防止策の実効性のモニタリングの実施
⑦ コーポレートガバナンス委員会*	社外取締役、社長を含む社内取締役(社外取 締役は過半数) (委員長は独立社外取締役)	当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本方針、取締役会の実効性に関する評価、 取締役会の実効性向上に向けた施策等を審議

<各種委員会(経営審議会の補佐機関)・・・⑧>

サステナビリティ推進委員会、リスクマネジメント委員会、事業ポートフォリオ管理委員会、設備投資・投融資委員会、研究開発委員会、DX戦略委員会、年金資産運用管理委員会

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

- (1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題
- ① 事業の経過及びその成果



当期の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて大幅に悪化しました。感染拡大防止と経済活動の両立を図る中で、景気は回復傾向にありますが、感染再拡大の兆候も見られ、依然として先行きは不透明な状況にあります。海外経済は、中国では2020年2月半ばから経済活動が再開しており、インフラ投資や不動産開発投資が堅調に推移しました。中国以外の地域も景気は大幅に悪化しましたが、徐々に持ち直しの動きがみられています。

このような経済環境のもと、当社グループも自動車や航空機、建築向けを中心に売上高の大幅な減少を余儀なくされる中、収益の確保に向けて、固定費の圧縮などの緊急収益改善や素材系事業を中心とした収益改善に最大限取り組んでまいりました。

この結果、当期の売上高は、前期に比べ1,642億円減収の1兆7,055億円となり、営業利益は、新型コロナウイルス感染症の影響により販売数量が大きく減少したものの、鉄鋼アルミ、素形材、建設機械を中心に緊急収益改善を含むコスト削減に取り組んだこと、電力事業における真岡発電所の稼働や冬場の電力需給ひっ迫への対応などにより、前期に比べ205億円増益の303億円、経常損益は前期に比べ242億円改善の161億円の利益となりました。特別損益は、減損損失を計上した一方、固定資産売却益などを計上し25億円の利益となり、親会社株主に帰属する当期純損益は、前期に比べ912億円改善の232億円の利益となりました。

当社は、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮して決定することとしております。これに基づき当期の期末配当につきましては、1株につき10円とすることを決議いたしました。

当社グループの事業別の事業の経過及びその成果は次のとおりであります。

鉄鋼アルミ

5.870

第168期

(2020年度)

• 牛産量

■粗細

6.566

第167期

(2019年度)

ります。



(単位: 干トン)

314

第168期

(2020年度)

■アルミ板

304

第167期

(2019年度)

(注) 粗鋼には高砂製作所の電炉の生産数量を含めてお

売上高

6,963億円 🔾

前期 7,802億円 (前期比△10.8%)

経常 損益

△226億円 🝑

前期 △165億円 (前期比 – %)

(鉄細)

鋼材の販売数量は、自動車向けをはじめとして需要が全般的に減少したことから、前期を下回りました。販売価格は、主原料価格の下落や輸出価格の低迷などの影響を受け、前期を下回りました。

この結果、当期の売上高は、前期比13.3%減の5,638億円となりました。経常 損益は、固定費の削減など緊急収益改善策を実施したものの、販売数量の減少の 影響を大きく受け、前期に比べ145億円悪化の233億円の損失となりました。

(アルミ板)

アルミ板の販売数量は、自動車向けの需要が減少したものの、飲料用缶材向けが堅調に推移したことに加え、IT・半導体向けのディスク材やアルミ厚板などが増加したことから、前期を上回りました。

この結果、当期の売上高は、前期並の1,324億円となりました。経常損益は、飲料用缶材向けの拡販やコスト削減により、前期に比べ83億円改善の6億円の利益となりました。

鉄鋼アルミ全体では、当期の売上高は、前期比10.8%減の6,963億円となりました。経常損益は、前期に比べ61億円悪化の226億円の損失となりました。

素形材



売上高

2,381億円 🔾

前期 2,971億円 (前期比△19.9%) 経常 損益 △121億円 🖸

前期 △252億円 (前期比 – %)



素形材の販売数量は、自動車向け需要の減少の影響が大きく、サスペンションやアルミ押出、銅板、鉄粉などで前期を下回りました。航空機向けや一般産業向けのチタン、造船向けの鋳鍛鋼においても同様に、販売数量が前期を下回りました。

この結果、当期の売上高は、前期比19.9%減の2,381億円となりました。経常 損益は、前期に計上した固定資産の減損に伴う減価償却費の減少やコスト削減の 効果などにより、前期に比べ131億円改善の121億円の損失となりました。 溶 接



売上高

700億円 ① 前期 837億円 (前期比△16.4%)

経常 損益 17億円 ☎ 前期 29億円 (前期比△39.4%)

溶接材料の販売数量は、国内では自動車や建設機械向けなどの需要が減少し、前期を下回りました。海外でも東南アジアなどでの 自動車向け需要の減少や、造船向け需要の低迷などにより、前期を下回りました。

この結果、当期の売上高は、前期比16.4%減の700億円となり、経常利益は、前期に比べ11億円減益の17億円となりました。

機械



売上高

1,753億円 (前期 1,659億円 (前期比 +5.7 %)

経常 損益 114億円 **(利期)** 96億円 (前期) + 19.1%)



当期の受注高は、新型コロナウイルス感染症の影響による設備投資の圧縮・繰り延べを背景に、産業機械・圧縮機ともに減少したことから、前期比25.7%減の1,126億円となり、当期末の受注残高は1,180億円となりました。

当期の売上高は、前期に受注が好調であったLNG船向けや石油化学向けの圧縮機を中心に計上し、前期比5.7%増の1,753億円となりました。経常利益は、コスト削減の効果などもあり、前期に比べ18億円増益の114億円となりました。

エンジニアリング



売上高

1,361億円 😂 前期 1,415億円

(前期比 △3.8 %)

経常 損益 44億円 **公** 前期 57億円

削期 5/息円 (前期比△22.9%)



当期の受注高は、水処理関連事業及び廃棄物処理関連事業で大型案件の受注があった前期比15.7%減の1,134億円となり、当期末の受注残高は2,821億円となりました。

当期の売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う海外案件の工期後ろ倒しなどにより、前期比3.8%減の1,361億円となり、経常利益は、前期に比べ13億円減益の44億円となりました。

(注) (株) 神鋼環境ソリューションの水処理/ごみ処理等に関する長期運転維持管理業務について、従来は売上時点で受注高として集計していましたが、当期より契約の受託時点で受注高として集計する方法に変更しております。これに伴い、前期の受注高を受託ベースで再集計し、比較しております。

建設機械



売上高

3,331億円 **○** 前期 3,608億円 (前期比 △7.7 %)

経常 損益 127億円 (前期比+69.6%)

油圧ショベルの販売台数は、国内では、台風19号の影響で部品供給が滞ったことにより、販売が減少した前期を上回りました。中国では、インフラ投資などの経済政策による需要拡大により販売台数は増加したものの、欧州、東南アジアでは、新型コロナウイルス感染症の影響などにより販売台数が減少したため、海外での販売台数は前期を下回りました。結果、全体の販売台数は前期並となりました。

クローラクレーンの販売台数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内、海外ともに前期を下回りました。

この結果、当期の売上高は、前期比7.7%減の3,331億円となりました。経常利益は、コスト削減などにより、前期に比べ52億円増益の127億円となりました。

雷力



売上高

804億円 🔾

前期 756億円 (前期比 +6.3 %) 経常 損益 206億円 🔾

前期 89億円 (前期比 + 130.8 %)

販売電力量は、2019年10月に真岡発電所1号機、2020年3月に真岡発電所2号機が稼働したことや、冬場の電力需給ひっ迫に伴い送電量を増加させたことなどにより、前期を上回りました。

この結果、当期の売上高は、前期比6.3%増の804億円となりました。経常利益は、真岡発電所の稼働や、冬場の電力需給ひっ迫への対応などにより、前期に比べ117億円増益の206億円となりました。

その他



売上高

278億円 🔾

前期 336億円 (前期比△17.4%)

経常損益

42億円 🔾

前期 33億円 (前期比+27.0%)

当期の売上高は、前期比17.4%減の278億円となり、経常利益は、(株)コベルコ科研における固定費の削減などにより、前期に比べ8億円増益の42億円となりました。

- (注) 1. 受注高・受注残高には、当社グループ間での受注の額を含んでおります。
- (注) 2. 当社グループの売上高には、調整額△517億円を含んでおります。なお、売上高構成比は、調整額を除いた各事業の売上高の合計をもとに算出しております。
- (注) 3. 2020年4月1日付で、「鉄鋼事業部門」と「アルミ・銅事業部門」を、素材(鉄鋼アルミ)を扱う「鉄鋼アルミ事業部門」と部品(素形材)を扱う「素形材事業部門」に組織を改編いたしました。

【ご参考】連結キャッシュ・フローの状況 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

科目	金額
	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	194,798
投資活動によるキャッシュ・フロー	△141,853
財務活動によるキャッシュ・フロー	118,444
現金及び現金同等物に係る換算差額	150
現金及び現金同等物の増減額	171,540
現金及び現金同等物の期首残高	145,658
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額	8
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	102
現金及び現金同等物の期末残高	317,310

② 品質不適切行為の再発防止策等について

2017年10月に公表いたしました、当社グループにおける品質不適切行為につきましては、ステークホルダーの皆様には多大なるご迷惑をお掛けしておりますこと、改めてお詫び申しあげます。

当社グループは、2018年3月6日付「当社グループにおける不適切行為に関する報告書」にて公表いたしました再発防止策を順次実行に移してまいりましたが、各取組みは概ね計画通りに進捗し、試験・検査装置の自動化など設備面の対応も2021年度上半期中に完了する予定です。今後も再発防止策の根幹となる意識改革のための経営陣との対話をはじめ、様々な階層での対話機会の創出などコミュニケーションの活性化に引き続き注力するとともに、品質マネジメントに関しては、KOBELCO TQMを軸に、維持向上を図ってまいります。

再発防止策の着実な実行のために立ち上げた「信頼回復プロジェクト」については、本プロジェクト体制を再構築し、お客様からの更なる信頼回復と向上、品質不適切行為の風化防止などを目的とした「信頼向上プロジェクト」を社長直下に設置することといたしました。今後は本プロジェクトを中心に、当社の品質ガバナンスの向上と信頼向上に取り組んでまいりますとともに、統合報告書などを通じて品質マネジメントについてご説明してまいります。

なお、これらの活動については、社外有識者が過半数を占める「品質マネジメント委員会」が、引き続きモニタリング及び提言を行ってまいります。

- (注) 1. TQMとはTotal Quality Managementで、「総合的品質管理」と言われている経営管理手法の一つです。KOBELCO TQM は、再発防止策の次のステップとして、各事業のマネジメントを強化し、お客様や社会に役立つために課題を設定し、全員参加でこれを達成していく活動です。
- (注) 2. 訴訟取り下げの和解の基本合意書を締結し、訴訟却下手続中であったカナダにおける訴訟につきましては、本年2月に裁判 所の和解承認手続が完了いたしました。

③ 対処すべき課題等

<2016~2020年度グループ中期経営計画の振り返り>

当社グループは、「2016~2020年度グループ中期経営計画」で、鋼材事業の上工程集約、新規電力プロジェクト、中国建設機械事業の再構築、事業の選択等による「安定収益基盤」確立に向けた施策を進めるとともに、自動車軽量化戦略を軸とした成長機会の追求により「素材系・機械系・電力の3本柱の事業体確立」を目指してまいりました。

しかしながら、積極的投資を行ってきた自動車軽量化戦略の収益への貢献が、需要想定の変化や、ものづくり力の課題等により、当初期待していたより時間を要することとなり、加えて、素材系事業を中心とした収益力の低迷が収益を 圧迫する状況となりました。

このような状況を踏まえ、2019年5月には、2019~2020年度で取り組むべき重点テーマを「中期経営計画ローリング」としてとりまとめ、「素材系を中心とした収益力強化」に加え、「経営資源の効率化と経営基盤の強化」をやり切ることに集中してまいりました。

その結果、最終年度の2020年度は、緊急収益改善策の実施により一定の収益回復には至ったものの、中期経営計画で描いた3本柱の事業体確立には至っておらず、また、中期経営目標に掲げた2020年度末のD/Eレシオ1倍以下は、前倒し調達額を除いた実質ベースで堅持できたものの、ROA5%以上は、2016~2020年度にわたり未達となり、引き続き収益基盤の確立が重要な課題となっております。

<当社グループを取り巻く事業環境>

当社グループを取り巻く事業環境は、鉄鋼業界を取り巻く構造的問題の加速や、コロナ禍を契機とした産業構造の変化に加え、カーボンニュートラルの実現に向けた社会変革、さらに、デジタルトランスフォーメーション(以下、「DX」といいます。)の進展等が予想されますが、いずれも、事業構造変革と新たな収益獲得の機会として、積極的に取り組んでいく必要があります。

---- <2016~2020年度グループ中期経営計画期間の振り返り>

<当社グループ要因>

- ◆ 中国建設機械事業での多額の貸倒引当金計上
- ◆ 素材系事業の生産効率の低下、生産トラブルなど生産面での課題の 顕在化
- ◆ 鉄鋼、アルミ事業等での戦略投資案件の収益化の遅れ
- ◆ 再生産可能な販売価格の実現の遅れ
- ◆ 品質不適切行為の発覚によるお客様への補償費用や専門家コストの発生

<外的要因>

- ◆ 原材料、物流費、エネルギーなどのコストアップ
- ◆ 米中貿易摩擦を背景とした経済成長の減速による需要低迷
- ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大による急速な需要減

4

事業環境認識

カーボンニュートラルへの移行・社会変革

サステナビリティの潮流加速

デジタルトランスフォーメーション(DX)

鉄鋼業界の構造的問題

コロナ禍を契機とした産業構造の変化

KOBELCOグループ

リスク

収益基盤脆弱化 企業価値の毀損

機会

事業構造変革と新たな収益 機会の獲得

新中期経営計画以降実践すべき2つの最重要課題

① 安定収益基盤の確立

② カーボンニュートラルへの挑戦

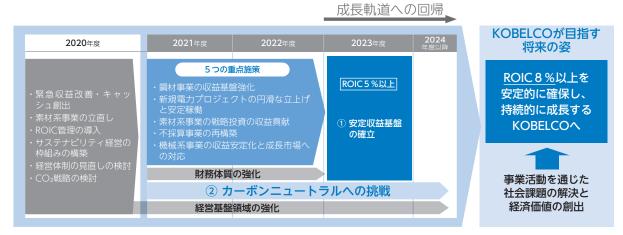
< KOBELCOグループ中期経営計画(2021~2023年度)>

本年5月公表の新たな中期経営計画では、当社グループの重要な課題、当社グループを取り巻く事業環境を踏まえ、「安定収益基盤の確立」、「カーボンニュートラルへの挑戦」の2つを最重要課題といたしました。

まず、この中期経営計画の期間を「素材系を中心とする収益力強化」などの取組みを更に深化させ、当社グループとして「安定収益基盤を確立」する期間と位置付け、新規電力プロジェクトの立上げが完遂し、収益貢献がフルに寄与する2023年度にROIC(投下資本収益率)5%以上の収益レベルを確保し、さらに、将来の姿として、ROIC8%以上を安定的に確保し、持続的に成長する企業グループを目指します。

また、鉄鋼と電力事業における「カーボンニュートラルへの挑戦」は、多様な技術と人材を競争力の源泉として幅広い事業を営む当社グループの強みを活かし社会に貢献できる新たなビジネスチャンスと捉え、グループー丸となって取り組んでまいります。

加えて、これらを実現するための、経営体制の見直しや、多様な人材の活躍推進など、経営基盤を強化する施策にも引き続き取り組んでまいります。



【安定収益基盤の確立】

2023年度にROIC5%以上の収益レベルを確保し、将来的にROIC8%以上を目指すための「安定収益基盤を確立」するために、5つの重点施策、具体的には「鋼材事業の収益基盤強化」、「新規電力プロジェクトの円滑な立上げと安定稼働」、「素材系事業の戦略投資の収益貢献」、「不採算事業の再構築」、「機械系事業の収益安定化と成長市場への対応」を着実に実行してまいります。

鋼材事業の収益基盤強化については、長期的に鋼材内需が縮小していくとの想定のもと、加古川製鉄所の粗鋼生産量6.3百万トン前提での安定収益確保、更に6.0百万トンでも黒字が確保できる体制の構築を目指してまいります。具体的には、固定費及び変動費の更なる削減、特殊鋼線材・ハイテン等高付加価値品へのシフト(品種構成改善)、海外事業の収益貢献を進めてまいります。なお、カーボンニュートラルの実現を踏まえた将来の鋼材生産の上工程設備の在り方については、並行して検討を進めてまいります。

新規電力プロジェクトについては、2023年度から全ての発電所が稼働することにより400億円/年程度の収益貢献が期待できることから、円滑な立上げと安定稼働に取り組んでまいります。

自動車軽量化戦略推進の中で行ってきた素材系事業の戦略投資案件については、需要拡大時期の後ろ倒し、ものづくり力の課題等により収益化に時間を要しておりますが、引き合いも活発化してきており、材料承認取得、量産体制の確立を着実に進め、早期に収益に貢献するよう取り組んでまいります。

不採算事業の再構築については、需要環境や産業構造が変化する中で2019年度に固定資産減損を行った鋳鍛鋼事 業、チタン事業及び国内外ともに競合が激化しているクレーン事業について、不採算品種からの撤退や要員削減などの合理 化による黒字化を目指します。

機械系事業については、社会インフラ、水素・再生エネルギー関連、MIDREX® 等のCO₂削減をはじめとした環境 貢献メニューの引き合いは増加傾向にあり、グループ内連携を促進しながら積極的に受注に取り組んでまいります。 また、建設機械事業については、中国市場への依存度の高い従来の収益構造から早期に脱却を図り、他のエリアでの 収益化に取り組みます。また、建設業界の働き方変革等へのソリューションを提供する「コト」ビジネスの収益化、 現場設置ノウハウの提供等の建設機械周辺ビジネスの事業化を進めてまいります。

【カーボンニュートラルへの挑戦】

カーボンニュートラルへの移行や社会変革はグローバルで明確な潮流となっておりますが、当社グループとしては、 内部・外部環境において、リスクと機会、双方の要因を抱えている中、2050年のカーボンニュートラルへ挑戦し、 その移行の中で企業価値の向上を図ることが目指すべき将来像と考えております。

リスクの最小化に対しては、2050年のカーボンニュートラル達成に向け、当社独自技術の開発推進、外部の革新 技術の活用等により、COが削減に果敢に取り組んでまいります。機会の最大化には、MIDREX®、自動車軽量化・電 動化への素材供給等、CO₂排出削減に貢献する多様なメニューと多様な技術の融合を可能にする強みを活かし、これ らメニューの需要拡大をビジネスチャンスとしてしっかり捕捉してまいります。

内部環境 外部環境

当社アクション

リスク (マイナス要因)

弱み: Weakness ・CO₂排出量が多い高炉、石炭火力発

電を保有

脅威:Threat

- ・当社排出CO2に対する削減対策コス トの増加
- 投資家等のダイベストメントの動き

リスクの最小化

- ・2050年カーボンニュートラルに 向けたロードマップの開示
- •ロードマップに基づく中長期的な 技術開発推進

機会 (プラス要因)

強み: Strengths

- ・CO2排出削減貢献メニューを多 数保有
- ・多様な事業と技術の融合

機会: Opportunity

・CO₂排出削減貢献メニューの需 要増加

機会の最大化

・CO₂排出削減貢献メニューの技術 開発、事業化推進

当社グループとしては、まず、生産プロセスにおいて、2030年で2013年度比30~40%のCO₂を削減し、2050 年でのカーボンニュートラル実現に挑戦し、達成を目指してまいります。

特に、製鉄プロセスについては、既存技術(省エネ技術、スクラップ、AI操炉等)の追求と革新技術に加え、本年 2月に公表した当社独自技術である高炉でのMIDREX®技術の活用により、業界をリードし、他社との差別化も図っ てまいります。

また、当社グループの保有するMIDREX® 技術をはじめ、自動車軽量化・電動化に寄与する素材・部品供給など、 多様な技術を通じて世界のカーボンニュートラルの実現に貢献し、そのCO,排出削減貢献量として、2030年で6.100 万トン、2050年で1億トン以上を目指してまいります。

雷力事業においては、神戸発電所の蒸気をもとにした周辺地域への熱・水素供給による地域全体でのエネルギー利 用の高効率化、電力事業とエンジニアリング事業の連携によるバイオマス燃料(下水汚泥、食品残渣)の混焼、アン モニア混焼等の取組みを強化し、世界最先端の都市型石炭火力発電所として事業継続を目指してまいります。さらに、 2050年に向けて、神戸の石炭火力発電所で、アンモニア混焼率拡大、アンモニア専焼に挑戦するとともに、真岡発電所で は、カーボンニュートラル都市ガスの最大活用に取り組み、カーボンニュートラルの達成を目指してまいります。

【経営基盤領域の強化】

「安定収益基盤の確立」と「カーボンニュートラルへの挑戦」を実現するために、経営体制の見直し、DX戦略の推進、多様な人材の活躍推進等、経営基盤強化にも継続的に取り組んでまいります。

経営体制については、取締役会の構成・諮問機関の見直しによる取締役会のモニタリング機能の強化、委員会体系・執行役員制度の見直しや本社部門の組織改正による執行側の体制強化等の経営体制の見直しを本年4月から実施しており、今後はこの体制のもと、実効性の向上に取り組んでまいります。

DX戦略の推進については、ICT・AI分野の技術開発・事業適用を強化・加速するため、本年4月に「デジタルイノベーション技術センター」を新設するとともに、当社グループのDXに対する戦略を統括的に立案・実行する「DX戦略委員会」を設置しており、DXの取組みをより体系的、かつ戦略的に強化・加速してまいります。

さらに、多様な技術と同様に、当社グループの強みである素材系、機械系、電力事業の幅広い事業領域で有する多様な人材が、その能力を十分に発揮し、活躍できるよう、人事制度の変革、人材育成の強化、ダイバーシティ&インクルージョンの取組み(人材の多様性を認め、受け入れて活かすこと)、働き方変革を推進してまいります。

【KOBELCOグループのマテリアリティ(中長期的な重要課題)】

当社グループは、当社グループが持つ「個性と技術を活かし合い、社会課題の解決に挑みつづける」ことで持続的に成長し続け、「安全・安心で豊かな暮らしの中で、今と未来の人々が夢や希望を叶えられる世界」を実現することをグループ企業理念に掲げ、サステナビリティ経営の推進に取り組んでおりますが、より効果的に推進するため、今回の新たな中期経営計画策定にあたって、様々な社会課題の中から、経営資源を重点的に投入する中長期的な重要課題(マテリアリティ)を特定いたしました。

当社グループは、当社グループが取り組むべき重要課題に果敢に挑戦し続けることで、当社グループを取り巻くステークホルダーの皆様にとってかけがえのない存在でありつづけるとともに、企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご指導とご鞭撻を賜わりますとともに、当社グループをご支援いただきたく、何卒よろしくお願い申しあげます。

KOBELCOグループのマテリアリティ								
グリーン社会への貢献	気候変動対応 資源循環対応							
安全・安心なまちづくり・ものづくりへの貢献 値 割 人と技術で繋ぐ未来へのソリューション提供 道 域 営	「3E+S」のエネルギー供給 ニーズに即した素材・機械の提供 安全性と生産性の向上							
人と技術で繋ぐ未来へのソリューション提供	デジタル化によるものづくり・業務変革 (DX) 多様な知的資産の融合と革新							
りません。 また では は は は は は は は は は は は は は は は は は は	ダイバーシティ&インクルージョン 働き方変革 人材育成							
持続的成長を支えるガバナンスの追求	コンプライアンス・リスクマネジメント 人権尊重 安全衛生 品質保証 コーポレートガバナンス							

*3E+S: Energy Security, Economic Efficiency, Environment + Safety

(注) 「KOBELCOグループ中期経営計画 (2021~2023年度) 」の内容の詳細は、当社ホームページ (https://www.kobelco.co.jp) をご参照ください。

【ご参考】

「KOBELCOグループの製鉄工程におけるCO2低減ソリューション」 ~高炉工程でのCO2排出量を約20%削減できる技術の実証に成功~

当社は、多様な事業を営む企業としての特徴を活かし、エンジニアリング事業のミドレックス技術*1と鉄鋼事業の高炉操業技術を

ヨ社は、多様な事業を含む正義としての特徴を活かし、エンシーアウング事業のミトレックス技術®「と鉄鋼事業の高炉探案技術を融合し、高炉工程でのCO₂排出量を大幅に削減できる技術の実証に成功いたしました。

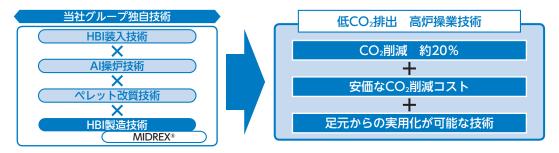
実証試験では、高炉にMIDREX®プロセス*2で製造したHBI(還元鉄*3)を多量に装入し、高炉からの CO_2 排出量を決定づける還元材比(高炉で使用する炭素燃料使用量*4)を、518kg/t-溶銑から415kg/t-溶銑に安定的に低減(CO_2 排出量を従来比*5の約20%削減)できることを確認いたしました。

また、世界最少水準のコークス比 (239kg/t-溶銑) も同時に達成することができたことから、現有する技術を用いたCO₂低減策の中では、安価な追加コストでCO₂排出量を削減できる製鉄ソリューションの目途が立ったと考えております。

なお、今回の成果に至ったキーテクノロジーは、KOBELCOグループの2つの独自開発技術でありますが、これらは汎用性のある 高炉向けソリューション技術であることが大きな特長であります。

(2つのキーテクノロジー)

- ・エンジニアリング事業におけるミドレックス HBI製造技術
- ・鉄鋼事業における高炉操業技術:高炉へのHBI装入技術、AIを活用した操炉技術、当社独自のペレット改質技術



今後も引き続き、 CO_2 排出量の更なる削減、並びに CO_2 削減コストの低廉化など、低 CO_2 排出高炉操業技術のブラッシュアップにチャレンジし、自社の CO_2 削減のみならず、今回のソリューションをベースに、全世界の高炉でHB1装入による CO_2 削減が加速されるよう貢献してまいります。さらに、新たな価値を付加した低 CO_2 高炉鋼材をお客様に速やかにご提供できるよう生産・販売体制の構築や販売条件の設定を進めてまいります。

- ※1 米国のKOBELCOグループ100%子会社(Midrex Technologies, Inc.)が有する直接還元製鉄法に関する技術です。
- ※2 MIDREX®プロセスは、天然ガスを使った還元鉄製鉄法であり、世界の約80%(還元鉄全体では約60%)を占めるリーディングプロセス。本方式は、天然ガスを還元材として、鉄源は粉鉱石を加工したペレットを使用してシャフト炉によって還元鉄を製造します。高炉法に比べ、製鉄工程でのCO₂排出量を20~40%抑制できることなどが特長であり、世界で90基以上の納入実績があります。
- **3 Hot Briquetted Iron (熱間成形還元鉄) の略。還元鉄はそのままでは長距離輸送に適さないため、還元炉より排出された高温の還元鉄をある程度の大きさの塊 (Briquette) に押し固めたものです。
- ※4 還元材比=コークス比(高炉でのコークス使用量)+微粉炭比(高炉へ吹込む微粉炭量) コークス:石炭からつくられた炭素燃料、微粉炭:粉砕した石炭
- .※5 CO₂削減に関する国やKOBELCOグループの目標の基準年である2013年度と比較しています。
- (注) 「KOBELCOグループの製鉄工程におけるCO $_2$ 低減ソリューション」は2021年2月16日に公表いたしました。公表内容の詳細は、当社ホームページ(https://www.kobelco.co.jp)プレスリリース欄をご参照ください。

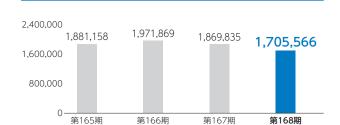
(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第165期 (2017年度)	第166期 (2018年度)	第167期 (2019年度)	第168期 (2020年度)
売上高 (百万円)	1,881,158	1,971,869	1,869,835	1,705,566
(うち海外売上高)	648,527	713,942	653,853	573,685
営業損益 (百万円)	88,913	48,282	9,863	30,398
経常損益 (百万円)	71,149	34,629	△8,079	16,188
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	63,188	35,940	△68,008	23,234
1 株当たり当期純損益	174円43銭	99円20銭	△187円55銭	64円05銭
総資産 (百万円)	2,352,114	2,384,973	2,411,191	2,582,873
純資産 (百万円)	790,984	803,312	716,369	769,375
1 株当たり純資産	2,049円95銭	2,041円29銭	1,811円10銭	1,958円57銭

⁽注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第166期の期首から適用しており、第165期の総 資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

第168期

(2020年度)



第166期

(2018年度)

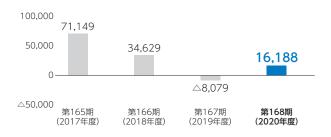




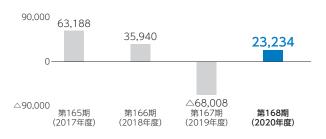
経常損益 (百万円)

(2017年度)

売上高 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純損益(西万円)



「当社の財産及び損益の状況(単体)」につきましては、当社ホームページに掲載しております。

(2019年度)

https://www.kobelco.co.jp

(3) 主要な事業内容(2021年3月31日現在)

当社グループは、主として次に掲げる事業を行っております。

区	分	主 要 な 製 品 ・ 事 業 内 容
	線材条鋼	普通線材、特殊線材、特殊鋼線材、普通鋼棒鋼、特殊鋼棒鋼
鉄鋼アルミ	薄板、厚板	厚板、中板、薄板(熱延・冷延・表面処理)
27(21-37 77	ア ル ミ 板	飲料缶用アルミ板、自動車用アルミ板、熱交換器用アルミ板、磁気ディスク用アルミ基板
	その他	鋼片、鋳物用銑、製鋼用銑、スラグ製品、建材、各種特殊鋼製品、各種鋼線
	鋳 鍛 鋼	舶用部品・電機部品・産業機械部品等
	アルミ鋳鍛	アルミニウム合金及びマグネシウム合金鋳鍛造品(航空機用部品、自動車用部品等)
	チタン	チタン及びチタン合金
素形材	サスペンション	アルミニウム合金鍛造品及び加工品(自動車用部品)
	アルミ押出	アルミ押出材及び加工品(自動車用押出材、自動車用部品、鉄道車輛押出材等)
	銅板	半導体用伸銅板条、自動車端子用伸銅板条、リードフレーム
	鉄 粉	鉄粉
	そ の 他	銅管(空調用銅管、復水管等)
溶接材料(各種被		溶接材料(各種被覆アーク溶接棒、自動・半自動溶接用ワイヤ、フラックス)、溶接ロボット、溶接電源、
/ -		各種溶接ロボットシステム、溶接関連試験・分析・コンサルティング業
機	械	エネルギー・化学関連機器、原子力関連機器、タイヤ・ゴム機械、樹脂機械、超高圧装置、真空成膜装置、
1755	173%	金属加工機械、各種圧縮機、冷凍機、ヒートポンプ、各種プラント(製鉄圧延、非鉄等)、各種内燃機関
エンジニアリング 各種プラント (還元鉄、ペレタイジング、石油化学、原子力関連、水処理、廃棄物処理等)		各種プラント(還元鉄、ペレタイジング、石油化学、原子力関連、水処理、廃棄物処理等)、土木工事、
エ ノ ン -	- 1º 10 2 7	新交通システム、化学・食品関連機器
建 設 機 械 油圧ショベル、ミニショベル、ホイールローダ、クローラクレーン、ラフテレーンクレ		
電力供給		電力供給
そ	の他	特殊合金他新材料(ターゲット材等)、各種材料の分析・解析、高圧ガス容器製造業、超電導製品、総合商社

(4) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

本	社	神戸(本店)、東京
支	社	大阪、名古屋
支	店	北海道(札幌市)、東北(仙台市)、北陸(富山市)、四国(高松市)、 中国(広島市)、九州(福岡市)、沖縄(那覇市)
海	外	デトロイト、バンコク、上海、ミュンヘン
研	究 所	神戸 (神戸市)
_	鉄 鋼 ア ル ミ	加古川(兵庫県)、神戸(神戸市)、真岡(栃木県)
	素 形 材	高砂(兵庫県)、長府(山□県)、大安(三重県)
	溶接	藤沢(神奈川県)、茨木(大阪府)、西条(広島県)、福知山(京都府)
場	機 エンジニアリング	高砂(兵庫県)、播磨(兵庫県)

- (注) 1. 「海外」には、現地統括会社を記載しております。
- (注) 2. 重要な子会社等の本社の所在地は、後記(5)「重要な子会社等の状況」に記載しております。

(5) 重要な子会社等の状況

(子会社)

会社名〔本社所在地〕	資本金	議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
日本高周波鋼業(株)〔東京都〕	15,669百万円	51.83	特殊鋼鋼材の製造、販売
神鋼鋼線工業(株)〔兵庫県尼崎市〕※1	8,062百万円	43.93	線材二次製品の製造、販売及び各種構造物の建設工事の請負
神鋼建材工業(株) 〔兵庫県尼崎市〕	3,500百万円	96.80	土木・建築用製品の製造、販売
神鋼物流(株)〔神戸市〕	2,479百万円	97.68	港湾運送、内航海運、通関、貨物自動車運送、倉庫、工場構内諸作業請負
神鋼ボルト(株)〔千葉県市川市〕	465百万円	100.00	建築・橋梁用等各種ボルトの製造、販売
(株)神鋼エンジニアリング&メンテナンス 〔神戸市〕	150百万円	100.00	各種プラント・機械の設計、製作、据付、配管及 び保全工事
(株) テザック神鋼ワイヤロープ〔大阪市〕※1	80百万円	100.00	ワイヤロープ及び同付属品の販売、線材二次製品の販売
神鋼汽車鋁材(天津)有限公司〔中国〕※1	884,000千元	100.00	自動車パネル用アルミ板材の製造、販売
Kobe Precision Technology Sdn. Bhd. (マレーシア)	19,000千マレーシアリンギット	100.00	ハードディスクドライブ用磁気ディスク基板の製造、販売
(株)コベルコ マテリアル銅管〔東京都〕	6,000百万円	55.00	空調用銅管、建築・給湯用銅管等の製造、販売
神鋼汽車鋁部件(蘇州)有限公司〔中国〕	239,681千元	60.00	自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の製造、販売
Kobe Aluminum Automotive Products, LLC [米国] ※ 1	154,000千米ドル	97.66	自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の製造、販売
Kobelco Aluminum Products & Extrusions Inc. 〔米国〕※ 1	24,000千米ドル	100.00	自動車向けバンパー材及び骨格材の製造、販売
Kobelco & Materials Copper Tube (Thailand) Co., Ltd. (タイ) ※1	1,129百万タイバーツ	100.00	空調用他溝付銅管及び平滑銅管の製造、販売
Kobelco & Materials Copper Tube (M) Sdn. Bhd. (マレーシア) ※1	25,500千マレーシアリンギット	100.00	銅管及び二次加工品の製造、販売
青島神鋼溶接材料有限公司〔中国〕	211,526千元	90.00	溶接材料の製造、販売
Kobelco Welding of Korea Co., Ltd. (韓国)	6,554百万ウォン	87.74	溶接材料の製造、販売
コベルコ・コンプレッサ(株)〔東京都〕	450百万円	100.00	空気圧縮機の販売、サービス
神鋼造機(株)〔岐阜県大垣市〕※1	388百万円	100.00	内燃機関、変速機、試験機等の製造、販売
無錫圧縮機股份有限公司〔中国〕※1	150,000千元	70.00	圧縮機の製造、販売
神鋼圧縮機製造(上海)有限公司〔中国〕	87,796千元	100.00	圧縮機及び関連製品の開発・製造、当社製品の販売・サービス
Kobelco Industrial Machinery India Pvt. Ltd. 〔インド〕※1	500百万インドルピー	100.00	ゴム混練機及びゴム二軸押出機の製造、販売

会社名〔本社所在地〕	資本金	議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
Quintus Technologies AB (スウェーデン) ※1	10百万スウェーデンクローネ	100.00	等方圧加圧装置及びシートメタルフォーミング装 置の設計、製造、販売、サービス
Kobelco Compressors America, Inc. 〔米国〕※ 1	5千米ドル	100.00	プロセスガス用圧縮機システム、冷凍機システム、部品等の製造、販売
(株)神鋼環境ソリューション〔神戸市〕※2	6,020百万円	80.23	各種環境プラントの設計・製作・建設・保守点検、 各種産業用機器装置の設計・製作・保守点検
神鋼環境メンテナンス(株)〔神戸市〕※1	80百万円	100.00	水処理施設及び廃棄物処理施設の運転等
Midrex Technologies, Inc.〔米国〕※1	1千米ドル	100.00	MIDREX® プロセス (直接還元製鉄法) プラントの設計・販売
コベルコ建機(株)〔東京都〕	16,000百万円	100.00	建設機械の製造、販売
コベルコ建機日本(株)〔千葉県市川市〕※1	490百万円	100.00	建設機械の販売、サービス
トーヨースギウエ(株)〔高松市〕※1	350百万円	100.00	建設機械・産業機械の販売・賃貸・修理・設置の業務
神鋼建機(中国)有限公司〔中国〕※1	2,522,314千元	100.00	建設機械の販売、サービス
成都神鋼建機融資租賃有限公司〔中国〕※1	374,199千元	88.95	リース業務
杭州神鋼建設機械有限公司〔中国〕※1	261,374千元	100.00	建設機械の製造、販売
Kobelco Construction Machinery Southeast Asia Co., Ltd. (タイ) ※1	2,279百万タイバーツ	100.00	建設機械の製造、販売
Kobelco Construction Equipment India Pvt. Ltd. (インド)※1	3,312百万インドルピー	96.98	建設機械の製造、販売、サービス
Kobelco Construction Machinery Europe B.V. (オランダ) ※1	8,800千ユーロ	100.00	建設機械の販売、サービス
Kobelco International(S)Co., Pte. Ltd. 〔シンガポール〕※1	1,058百万円	100.00	建設機械の販売、サービス
Pt. Daya Kobelco Construction Machinery Indonesia (インドネシア) ※1	1,312,592百万インドネシアルピア	100.00	建設機械の販売、サービス
Kobelco Construction Machinery USA, Inc. (米国) ※1	2.3千米ドル	100.00	建設機械の製造、販売、サービス
(株)コベルコパワー神戸〔神戸市〕	3,000百万円	100.00	電力供給
(株)コベルコパワー真岡〔栃木県真岡市〕	600百万円	100.00	電力供給
(株)コベルコパワー神戸第二〔神戸市〕	300百万円	100.00	電力供給
(株)コベルコ科研〔神戸市〕	300百万円	100.00	各種材料の分析・試験、構造物の評価及びターゲット材、半導体・FPD等検査装置の製造、販売
神鋼投資有限公司〔中国〕	1,775,939千元	100.00	中国における事業統括会社
Kobe Steel USA Holdings Inc. (米国)	205千米ドル	100.00	米国における事業会社の株式保有

(関連会社)

会社名〔本社所在地〕	資本金	議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
関西熱化学(株) 〔兵庫県尼崎市〕	6,000百万円	24.00	コークス類その他各種化学工業品の製造、販売
鞍鋼神鋼冷延高張力自動車鋼板有限公司 〔中国〕※1	700,000千元	49.00	高張力冷延鋼板の製造、販売
Ulsan Aluminum, Ltd. 〔韓国〕	588,361百万ウォン	50.00	アルミ板母材の製造
PRO-TEC Coating Company, LLC〔米国〕※1	123,000千米ドル	50.00	亜鉛めっき鋼板、高張力冷延鋼板の製造、販売
Kobelco Millcon Steel Co., Ltd. (タイ)	2,830百万タイバーツ	50.00	特殊鋼線材、普通鋼線材の製造、販売
(株)大阪チタニウムテクノロジーズ [兵庫県尼崎市]	8,739百万円	20.93	スポンジチタン等の製造、販売
日本エアロフォージ(株) 〔岡山県倉敷市〕	1,850百万円	40.54	大型鍛造品の製造、販売
(株)ほくとう〔青森県八戸市〕※1	30百万円	34.00	土木、建設、工作、鉱山、輸送、電気機械等の製 作販売、修理及び賃貸
神鋼商事(株)〔大阪市〕※1 ※2	5,650百万円	35.93	鉄鋼、非鉄金属、機械等の売買及び輸出入
神鋼リース(株) [神戸市]	3,243百万円	20.00	建設機械・産業機器・事務機器・その他動産のリ ース・割賦販売
神鋼不動産(株)〔神戸市〕	3,037百万円	25.00	不動産分譲、不動産賃貸、保険代理

- (注) 1. ト表の※1日は、子会社保有の株式を含めております。
- (注) 2. 上表の※2印は、退職給付信託として拠出している株式を含めております。
- (注) 3. 当期において、(株)ほくとうを新たに追加いたしました。
- (注) 4. 前期に記載しておりましたコベルコ鋼管(株)の当社保有の全株式を、2020年4月1日付で、丸一鋼管(株)に譲渡したことから、当期より記載 しておりません。
- (注) 5. 当期において、Kobe Aluminum Automotive Products, LLCは、増資を実施したことから、資本金が154,000千米ドルとなりました。
- (注) 6. Kobe Welding of Korea Co., Ltd.は、2020年5月18日付でKobelco Welding of Korea Co., Ltd.に商号変更しました。
- (注) 7. 当期において、無錫圧縮機股份有限公司の株式を追加取得したことにより、同社は当社の重要な子会社となるとともに、同社に対する当社グループの議決権比率は44.35%から70.00%となりました。
- (注) 8. 当期において、Pt. Daya Kobelco Construction Machinery Indonesiaは、増資を実施したことから、資本金が1,312,592百万インドネシアルピアとなりました。
- (注) 9. 当期において、神鋼投資有限公司は、増資を実施したことから、資本金が1,775,939千元となりました。
- (注) 10. 当社は、(株)コベルコマテリアル銅管の発行済株式の一部をCTJホールディングス2(株)に譲渡することを予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症による環境変化を受けて、事業環境の見通しなどが不透明になったことから、2020年12月24日付で、本譲渡の実行を中止することを決議いたしました。
- (注) 11. 次期において、Kobelco Industrial Machinery India Pvt. Ltd.は、増資を決定したことにより、資本金が863百万インドルピーとなる予定です。
- (注) 12. 次期において、当社の汎用圧縮機事業をコベルコ・コンプレッサ(株)に承継させる会社分割を実施し、三浦工業(株)より49%の出資を受けることについて基本合意しました。
- (注) 13. 当社及び神鋼建材工業(株)は、日本製鉄(株)及び日鉄建材(株)と2021年4月1日を目途に日鉄建材(株)の道路関連事業と神鋼建材工業(株)を 事業統合すること及びその具体的な条件の検討をすすめることにつき基本合意しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響等もあり、当期末時点では競争法上の手続が完了しておらず、本統合の実施期日を2021年度下期目途へ変更いたしました。
- (注) 14. 当社は、2021年5月13日付で、当社の保有する(株) 大阪チタニウムテクノロジーズの発行済株式の一部を売却いたしました。これにより、同社に対する当社の議決権比率は14.95%となり、(株) 大阪チタニウムテクノロジーズは当社の関連会社ではなくなりました。

(6) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、工事(検収)ベースで1,850億円であります。 当期中に完成及び当期末現在継続中の主な設備投資は、次のとおりであります。

[区 分		設	
完成		当社 加古川製鉄所 当社 真岡製造所		自動車用超ハイテンの連続焼鈍設備(鉄鋼アルミ) アルミパネル材専用の熱処理・表面処理設備(鉄鋼アルミ)
継続	中	(株) コベルコパワー神戸第二		兵庫県神戸市 電力供給設備 (電力)

(7) 資金調達の状況

当期中においては、社債の発行等特記すべき事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額(2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
(株)みずほ銀行	127,529
(株)日本政策投資銀行	118,594
(株)三菱UFJ銀行	99,424
(株)三井住友銀行	82,198
三井住友信託銀行(株)	43,557

⁽注) 上記のほか、(株) みずほ銀行、(株) 三菱UFJ銀行、及び(株) 三井住友銀行をそれぞれ幹事とするシンジケートローンが、合わせて74,400百万円ありますが、各借入先の借入金残高には含めておりません。

(9) 従業員の状況(2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

(単位:名)

区分	従 業 員 数
鉄鋼アルミ	12,424
素形材	6,080
溶接	2,514
機械	4,661
エンジニアリング	3,524
建設機械	7,917
電力	263
その他又は全社	3,134
合計	40,517

(注) 従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	11,837名
前期末比増減	277名増
平均年齢	38.9歳
平均勤続年数	15.2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
- (注) 2. 上記従業員数には、出向者777名を含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

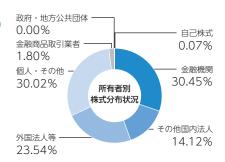
(1) 発行可能株式総数 (2) 発行済株式の総数

364.364.210株

(3) 株主数

(4) 大株主(上位10名)

600.000.000株 176,886名



株 宇 名	 持株数(千株)	 	当社の大株主	への出資状況
株 主 名	技術級 (下休) 	持株比率(%) 	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	28,212	7.75	_	_
(株)日本カストディ銀行(信託口)	15,208	4.18	_	_
日本製鉄(株)	10,735	2.95	6,744	0.71
日本生命保険(相)	10,119	2.78	_	_
(株)日本カストディ銀行(信託口5)	5,545	1.52	_	_
(株)日本カストディ銀行(信託口9)	5,006	1.37	_	_
(株)日本カストディ銀行(信託口6)	4,920	1.35	_	_
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,417	1.21	_	_
(株) シマブンコーポレーション	4,410	1.21	_	_
(株)日本カストディ銀行(信託口1)	4,410	1.21	_	_

- (注) 1. 当社は、自己株式249.871株を保有しております。大株主の当社に対する持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
- (注) 2. (株) 日本カストディ銀行は、JTCホールディングス(株)、日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 及び資産管理サービス信託銀行(株) が、2020 年7月27日付で合併したものです。
- (注) 3. 当期中に当社が単元未満株式の買取により取得した株式は、5.630株(取得価額の総額は2.804,209円)、単元未満株式の買増請求により処 分した自己株式は、503株(処分価額の総額は202.647円)です。
- (注) 4. 当期中に当社が中長期インセンティブ報酬として役員株式給付信託 (Board Benefit Trust) を通じて取締役 (社外取締役及び監査等委員であ る取締役を除く。)に交付した株式数は、次のとおりです。株式の給付は信託期間中の3年毎の一定期日に行っており、当期は、その株式給付 の期日ではないことから、取締役に株式を付与しておりません。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役は、その職責に鑑み、中長期イ ンセンティブ報酬の対象外としております。当社の役員報酬制度については、41~43ページをご参照ください。

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役及び 監査等委員である取締役を除く。)	0株	0名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役(2021年3月31日現在)

		_	_						
. 地 位		氏	名		担当・重要な兼職の状況				
取締役社長 (代表取締役)	Ш			貢					
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	輿	石	房	樹	安全衛生部、品質統括部、環境防災部、ものづくり推進部の総括、全社安全 衛生の総括、全社品質の総括、全社環境防災の総括				
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	柴	\blacksquare	耕 -	- 朗	素材系事業の総括、鉄鋼アルミ事業部門長				
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	水			誠	開発企画部、知的財産部、IT企画部の総括、全社技術開発の総括、全社システムの総括、全社自動車プロジェクトの総括				
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	森	崎	計	人	機械系事業の総括、エンジニアリング事業部門長、全社建設業の担当				
取締役専務執行役員	勝	Ш	四元	彦	監査部、経営企画部(除く自動車軽量化事業企画室)、経理部、財務部、営 業企画部、支社・支店(高砂製作所を含む)、海外拠点(本社所管)の総括				
取締役専務執行役員	北	Ш	=	朗	電力事業の総括、電力事業部門長				
取締役専務執行役員	永	良		哉	コンプライアンス統括部、法務部、コーポレート・コミュニケーション部、 総務部、人事労政部、建設技術部、機材調達部、ラグビー部支援室の総括、 全社コンプライアンスの総括				
取締役	北	畑	隆	生	当社取締役会議長、丸紅 (株) 社外取締役、 セーレン (株) 社外取締役、日本ゼオン (株) 社外取締役、 学校法人新潟総合学院開志専門職大学学長				
取締役	馬	場	宏	之	積水化成品工業(株)社外取締役				
取締役	伊	藤	φā	メ子	イトウ法律事務所代表、参天製薬(株)社外監査役				
取締役 (監査等委員・常勤)	石	Ш	裕	士					
取締役 (監査等委員・常勤)	対	馬		靖					
取締役 (監査等委員)	宮	Ш	賀	生	ENEOSホールディングス (株) 社外取締役				
取締役 (監査等委員)	河	野	雅	明	当社監査等委員会委員長、 (株)オリエントコーポレーション取締役会長(兼)会長執行役員				
取締役 (監査等委員)	Ξ	浦	州	夫	河本・三浦法律事務所代表、旭情報サービス (株) 社外監査役、 住友精化(株) 社外監査役				

⁽注) 1. 取締役北畑隆生、取締役馬場宏之、取締役伊藤ゆみ子、取締役宮田賀生、取締役河野雅明及び取締役三浦州夫の6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

⁽注) 2. 当社は、取締役北畑隆生、取締役馬場宏之、取締役伊藤ゆみ子、取締役宮田賀生、取締役河野雅明及び取締役三浦州夫の6氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ております。

⁽注) 3. 取締役河野雅明氏は、長年銀行業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- (注) 4. 当社は、常勤の監査等委員を監査等委員会にて選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査環境の整備や社内の情報の 収集、内部統制システムの整備状況の日常的な監査により、監査等委員会の職務執行をより円滑にするためであります。
- (注) 5. ENEOSホールディングス(株)は、2020年6月25日付で、JXTGホールディングス(株)から商号変更しました。
- (注) 6. 河本・三浦法律事務所は、2020年7月1日付で、河本・三浦・平田法律事務所から名称変更しました。
- (注) 7. 当社と丸紅(株)、日本ゼオン(株)、ENEOSホールディングス(株)、(株)オリエントコーポレーション及び住友精化(株)との間には、取引関係はございますが、開示すべき特別な関係はございません。
- (注) 8. 当社と社外役員のその他の兼職先との間には、開示すべき特別な関係はございません。
- (注) 9. 当期中の退任取締役は、次のとおりであります。

地位		氏	名		退任年月日
取締役	尾	上	善	則	2020年6月24日
取締役	大	濱	敬	織	2020年6月24日
取締役	眞	部		平	2020年6月24日
取締役 (監査等委員)	沖	本	隆	史	2020年6月24日
取締役 (監査等委員)	千	森	秀	郎	2020年6月24日

(注) 10. 2021年4月1日付で、地位もしくは担当が変更になった取締役の変更後の地位及び担当は次のとおりであります。

地位		氏	名		担当
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	輿	石	房	樹	安全・環境部、品質統括部の総括、全社安全衛生の総括、全社環境防災の総括、全社品 質の総括
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	柴	Ш	耕	一 朗	事業開発部、知的財産部、IT企画部の総括、全社技術開発の総括、全社システムの総括
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	水			誠	素材系事業の総括、鉄鋼アルミ事業部門長、全社自動車プロジェクトの総括
取締役執行役員	勝	Ш	四	志彦	経営企画部、財務経理部、海外拠点(本社所管)の総括
取締役執行役員	北	Ш	=	朗	電力事業の総括、電力事業部門長
取締役執行役員	永	良		哉	内部統制・監査部、法務部、総務・CSR部、人事労政部、建設技術部、機材調達部、ラグビー部支援室、支社・支店、高砂製作所(直属部門)の総括、全社コンプライアンスの総括

【ご参考】当社の執行役員制度について

当社は執行役員制度を導入しており、2021年4月1日現在の執行役員の体制及び担当は、次のとおりであります。なお、変化の激しい事業環境に応じ、 季動かつ機動的な人材配置を進めていく必要性が高まっていることから、2021年4月1日より、専務・常務の役位を廃止しております。

	未執がプトス対抗性ではある。											
	氏			担 当								
岩	本	浩	樹	機械事業部門圧縮機事業部長								
岡	野	康	司	法務部、人事労政部、建設技術部、機材調達部、ラグビー部支援室、高砂製作所(直属部門)の担当								
小	椋	大	輔	品質統括部、知的財産部の担当、全社安全衛生の担当、全社環境防災の担当、全社品質保証の担当、安全・環境部長								
加	藤	丈	晴	素形材事業部門鋳鍛鋼ユニット、チタンユニットの担当								

	氏	名			担当
門	脇	良		策	素形材事業部門高砂管理部、高砂品質保証部の担当、同アルミ鋳鍛ユニット、鉄粉ユニットの担当
上	谷 内	洋		_	エンジニアリング事業部門原子力・復興センター、CWDセンターの担当
河	原	_		明	経営企画部、財務経理部、海外拠点(本社所管)の担当
北	Ш	修		=	鉄鋼アルミ事業部門加古川製鉄所長
木	本	和		彦	鉄鋼アルミ事業部門線材条鋼ユニット長、厚板ユニット長、同営業全般の担当
栗	岡	義		紀	機械事業部門圧縮機事業部副事業部長、同圧縮機事業部回転機本部長、同圧縮機事業部回転機本部CSエンジニアリング部長
後	藤	有	_	郎	技術開発本部長
坂	本	浩		_	鉄鋼アルミ事業部門企画部、技術企画部、システム技術部、同技術開発センターの担当
猿	丸	正		悟	機械事業部門産業機械事業部長
末	永	和		之	溶接事業部門副事業部門長
竹	内	正		道	機械事業部門長
谷	Ш	正		樹	鉄鋼アルミ事業部門アルミ板ユニット長
中	西			元	鉄鋼アルミ事業部門自動車板材営業部、名古屋鉄鋼・アルミ板営業部の担当
中	村	昭		=	鉄鋼アルミ事業部門自動車事業企画室、自動車板材商品技術部、同真岡製造所の担当、同自動車板材全般の担当、全社自動車プロジェクトの担当
中	森	慶	太	郎	内部統制・監査部、支社・支店の担当、全社コンプライアンスの担当、総務・CSR部長
西		昭		洋	素形材事業部門長府製造所(直属部門)、大安製造所(直属部門)の担当、同アルミ押出・サスペンションユニット、銅板ユニットの担当
平	\blacksquare	誠		=	鉄鋼アルミ事業部門管理部、安全品質環境部、原料部の担当、鉄鋼アルミ事業部門長特命事項の担当
松	原	弘		明	素形材事業部門技術総括部、品質保証部の担当
Ξ	原	雄		=	鉄鋼アルミ事業部門薄板ユニット長
宮	崎	庄		司	素形材事業部門長
元	行	正		浩	エンジニアリング事業部門新鉄源センターの担当、同プロジェクトエンジニアリング本部長
Ш	本			明	溶接事業部門長、IT企画部の担当、全社システムの担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、会社 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規 定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)、執行役員及び当社取締役会決議にて「重要な使用人」として選任された者を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。経営者の適切なリスクテイクを可能とすべく、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟及び株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訴費用及び損害賠償金等を塡補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反行

為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は塡補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等の総額

	人員	 支払総額	報酬等(
区分	(名)	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬	中長期インセンテ ィブ報酬	備考
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	14 (3)	449 (40)	370 (40)	32 (-)	46 (-)	報酬支給人員、支払額に は、当期中に退任した社
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	7 (5)	106 (44)	106 (44)	_ (_)	_ (-)	内取締役(監査等委員を 除く。) 3名、社外取締 役(監査等委員) 2名を
合 計	21	556	477	32	46	含めております。

- (注) 1. 2016年6月22日開催の第163回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は基本報酬の支給限度額を1事業年度当たり総額650百万円以内、業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額を1事業年度当たり総額350百万円とし、監査等委員である取締役に対する報酬の上限額を、1事業年度当たり総額132百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の基本報酬の支給対象の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、11名(うち、社外取締役は2名)、監査等委員である取締役は、5名(うち、社外取締役は3名)、業績連動報酬の支給対象の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8名です。また、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)を対象に、中長期インセンティブ報酬として、株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」の導入を決議いただいており、3事業年度分として570百万円を拠出しております。当該株主総会終結時点での中長期インセンティブ報酬の支給対象の取締役の員数(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)は、9名です。
- (注) 2. 役員賞与は支給しておりません。
- (注) 3. 2019年度の親会社株主に帰属する当期純利益が多額の損失となったこと及び年間配当の見送りを真摯に受け止め、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬を、2020年2月より4月まで8~20%、5月より当面の間13~25%を減額しております。
- (注) 4. 業績連動報酬の総額は、支給見込み額であり、中長期インセンティブ報酬の総額は、付与ポイントの費用計上額であります。
- (注) 5. 当社の取締役の個人別の報酬等につきましては、取締役会にて決議された「役員報酬制度の基本方針」に基づき、指名・報酬委員会にて承認を得た内規にその詳細な算定方法を定めており、これに従い、その内容を決定しています。なお、当期の取締役の個人別の報酬等につきましては、当該内規に基づいて決定されていることから、取締役会として決定方針に沿うものであると判断しております。
- (注) 6. 2021年3月5日付で、2016年6月22日開催の第163回定時株主総会にて決議いただいた上限額の範囲内にて、一部役員報酬制度の改正を行っており、2021年4月支給分以降、改正後の報酬制度が適用されます。なお、当該報酬制度につきましては、指名・報酬委員会の審議を経て、同日開催の取締役会にて決議しております。改正後の役員報酬制度の基本方針につきましては、次のとおりです。

【役員報酬制度の基本方針】

- ① 役員の報酬制度の基本的な考え方
 - 1) 当社の持続的発展を担う優秀な人材を確保し、適切に報奨することができる制度であること。
- 2) 広くステークホルダーと価値観を共有し、短期的な成長のみならず中長期的な成長の追求を促すことができる制度であること。
- 3) 連結業績目標の達成を動機づけていくにあたり、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮するべく、事業ごとの特性を十分に考慮した制度とすること。
- 4) 報酬制度の在り方、見直しの必要性については、指名・報酬委員会にて検討することで、報酬決定にかかる判断の客観性や透明性を確保すること。

2 報酬体系

- 1) 株主総会決議に基づき、取締役会にて個別の役員報酬の算定方法を含む「役員報酬規程」、「役員報酬規程細則」、「役員業績連動報酬規程」、「役員株式給付規程」を定めます。
- 2) 当社の役員報酬は、役位・委嘱業務に応じた報酬ランクに基づく基本報酬(固定給)と、単年度の組織業績反映分及び個人評価反映分によって構成される業績連動報酬、並びに企業価値向上に対する利害を株主の皆様と共有することを目的とする株式報酬を基礎とした中長期インセンティブ報酬で構成します。ただし、社外取締役、及び監査等委員である取締役はその役割に鑑み、業績連動報酬並びに中長期インセンティブ報酬の対象外とします。なお、報酬ランクは、委嘱業務の職責の大きさを考慮して社長が決定し、指名・報酬委員会及び取締役会に報告するものとします。
- 3) 業績連動報酬のうち組織業績反映分の基準額は役位・報酬ランク毎の基本報酬の25~30%程度、個人評価反映分は役位・報酬ランク毎の基本報酬の△5~5%程度、中長期インセンティブ報酬の単年度付与価値は役位・報酬ランク毎の基本報酬の25~30%程度に設定します。

4) 株主総会の決議に基づく、各報酬の限度額等

・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬

基本報酬の支給限度額

1事業年度当たり総額650百万円以内

業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額

1事業年度当たり総額350百万円

・監査等委員である取締役の報酬(基本報酬のみ)

1事業年度当たり総額132百万円

【ご参考】役位毎の種類別報酬割合について

役位毎の種類別報酬割合は次のとおりとしており、高い成果、責任が求められる高い役位ほど業績連動報酬及び中長期インセンティブ報酬の比率を 高めています。

役 位	基本報酬	業績連動報酬 組織業績反映分	中長期インセンティ ブ報酬	合計
取締役社長	約63%	約19%	約19%	100%
取締役副社長執行役員	約63%	約19%	約19%	100%
取締役執行役員	約67%	約17%	約17%	100%
監査等委員である取締役	100%	-	-	100%
社外取締役	100%	-	-	100%

- ※1 業績連動報酬の組織業績反映分及び中長期インセンティブ報酬は業績に応じて支給額が変動し、その変動範囲は、業績連動報酬の組織業績反映分では基準額の0~200%、中長期インセンティブ報酬では基準額の0~100%です。なお、上表における業績連動報酬の組織業績反映分及び中長期インセンティブ報酬の割合は、それぞれの支給額が基準額の100%である場合を示しています。また、上表以外に、業績連動報酬の個人評価反映分を基本報酬の△5~5%の範囲で支給します。
- ※2 取締役執行役員は標準的な報酬ランクの場合を示しています。

③ 業績連動報酬の仕組み

1) 業績連動報酬のうち組織業績反映分は、中期計画に掲げる経営管理指標を基礎として業績目標を設定し、各事業部門も同様に各事業部門毎の 業績管理指標を基礎として業績目標を設定の上、それぞれの目標達成度に応じて、役位・報酬ランク毎の基準額に0~200%を乗じて支給額 を決定します。なお、算定の基礎となる経営管理指標については、取締役会にて定めます。

【ご参考】業績連動報酬のうち組織業績反映分の算定方法

業績連動報酬

役位・報酬ランク毎の 基準額※1 評価指標に基づく 係数※2

- ※1 役位・報酬ランク毎の基準額
 - 役位・報酬ランク毎の基準額は、「役員報酬規程細則」において定めています。
- ※2 評価指標に基づく係数

評価対象期間の親会社株主に帰属する当期純利益(以下、「当期利益」といいます。)を評価指標とし、以下の算式に基づいて算出します。 なお、事業部門業績反映分における適用事業部門は、受給予定者毎に各人の委嘱業務に基づいて決定します。また、委嘱業務が本社部門(技術開発本部含む)、及び電力事業部門の場合は、事業部門業績反映分の対象外とし、以下の算式に関わらず、「全社業績反映分×1.0」にて算出します。



- 2) 業績連動報酬のうち個人評価反映分は、委嘱業務・事業ユニットの業績、目標達成の度合いその他を含めた総合評価とし、役位・報酬ランク 毎の基本報酬に△5~5%を乗じて支給額を決定します。統括役員または事業部門長の評価は社長が決定し、その他執行役員の評価は統括役 員または事業部門長が一次評価をし社長が決定します。評価の内容については指名・報酬委員会に報告するものとします。
- 3) 役位・報酬ランク毎の基準額、係数の算定方法は「役員報酬規程細則」及び「役員業績連動報酬規程」に定めます。
- 4) 経営管理指標は、事業報告にて開示します。

(注) 2020年度までは、戦略投資の着実な立上げによる収益の底上げを重要な経営課題として、戦略投資を含む総資産からどれだけ利益を得られたかを重要視するため、中期経営計画に掲げていた「連結ROA 5 %以上」を指標としておりました。2021年度以降についても新たな中期経営計画で重視するROIC等の経営管理指標に基づく評価指標を設定することで、資本コストを意識した経営資源の効率化と経営基盤の強化を促進してまいります。

【ご参考】業績連動報酬のうち組織業績反映分に係る経営管理指標の基準値及び実績 2020年度基準値 連結ROA 5.0% 2020年度実績 連結ROA 0.6%

④ 中長期インセンティブ報酬の仕組み

- 1) 中長期インセンティブ報酬は、企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めることを目的に、役員株式給付信託 (Board Benefit Trust) と称される仕組みを採用します。株式給付については、役位・報酬ランク毎の基準額を元に算出された基準ポイント数に、毎期の全社の当期利益及び配当実施状況に応じて0~100%を乗じたポイント数を付与し、信託期間中の3年毎の一定期日に、付与されたポイント数に応じて当社株式を給付します。
- 2) 役位・報酬ランク毎の基準ポイント数、係数の算定方法は「役員報酬規程細則」及び「役員株式給付規程」に定めます。
- 3) 信託による株式取得資金として原則として、3年毎に1,100百万円を拠出します。ただし、信託期間の末日に信託財産内に残存株式がある場合には、以降の信託対象期間における原資に充当し、1,100百万円から残存株式等の金額を控除した金額を拠出額とします。

【ご参考】中長期インセンティブ報酬付与のポイントの算定方法

付与ポイント数

役位・報酬ランク毎の基準ポイント数※1

×

評価指標に基づく 係数※2

※1 役位・報酬ランク毎の基準ポイント数

役位・報酬ランク毎の基準ポイント数は、「役員報酬取扱細則」において定めています。

※2 評価指標に基づく係数

配当及び当期利益の実績に応じて決定しています。

【ご参考】中長期インセンティブ報酬に係る指標の最近事業年度の基準値及び実績

2020年度基準値 当期利益 730億円 2020年度実績 当期利益 232億円

⑤ 報酬額の決定及び支給の時期

- 1) 基本報酬は、役位・報酬ランクに基づく基本報酬を12か月で割った月額を役員就任月より毎月支給いたします。月の途中で委嘱業務の異動等により基本報酬に変更が生じた場合は、変更翌月より変更後の報酬を支給します。
- 2) 業績連動報酬のうち組織業績反映分は、毎事業年度終了後、算定式に基づき決定し、定時株主総会の実施月の翌月末までに一括支給いたします。個人業績反映分は、毎事業年度終了後に個人評価結果に応じて算定式に基づき決定した金額を12か月で割り、毎月の基本報酬と合わせて支給します。
- 3) 中長期インセンティブ報酬は、毎事業年度終了後に算定式に基づきポイントを決定し毎年6月30日に付与します。株式等の給付は信託期間中の3年毎の一定期日に行います。
- ⑥ 報酬水準の決定方法

外部の専門機関による役員報酬調査データ等に基づき、当社の企業規模、並びに役員が果たすべき職責に見合う報酬水準となるよう設定します。

- ⑦ 報酬の方針の決定・検証方法
- 1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。) の報酬制度に関する方針は取締役会決議にて、監査等委員である取締役の報酬の方針は監査等委員全員の協議により決定します。
- 2) 報酬制度の在り方、また見直しの必要性については、指名・報酬委員会にて検討し、見直しが必要と判断される場合は、制度設計の見直しを取締役会に上程し、取締役会にて決議します。

【ご参考】最近事業年度における取締役会及び指名・報酬委員会の活動内容 取締役会

2020年2月:指名・報酬委員会の答申に基づき、基本報酬の減額を決議

2020年5月: 指名・報酬委員会の答申に基づき、基本報酬の減額幅の拡大を決議

2021年2月:指名・報酬委員会の答申に基づき、役員報酬制度の見直しを決議

2021年5月:指名・報酬委員会の答申に基づき、2020年度の業績連動報酬額及び中長期インセンティブ報酬額を決議指名・報酬委員会

2020年2月:基本報酬の減額について審議し、取締役会に答申

2020年5月:基本報酬の減額幅の拡大について審議し、取締役会に答申

2021年2月:役員報酬制度の見直しについて審議し、取締役会に答申

2021年5月:2020年度の業績連動報酬及び中長期インセンティブ報酬算定に係る係数について審議し、取締役会に答申

(5) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

	取締役会 出席回数 (出席率)	監査等委員会 出席回数 (出席率)	取締役会・監査等委員会における発言状況及び 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 北畑 隆生	15回中15回 (100%)	-	行政官としての幅広い経験に基づく産業界全般に対する高い見識と、上場企業での社外役員としての豊富な知見から、経営に係る助言及び提言を行っております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行うとともに、取締役会議長及び指名・報酬委員会委員長としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。
取締役 馬場 宏之	15回中15回 (100%)	_	産業界における当社とは異なる事業領域での豊富な経験や、経営者としての高い見識から、経営に係る助言及び提言を行っております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っております。
取締役 伊藤 ゆみ子	15回中14回 (93%)	-	弁護士としての法曹界における経験、産業界における当社とは異なる事業領域での法務領域を中心とした責任者を含めた経営者としての豊富な経験から、経営に係る助言及び提言を行っております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っております。
取締役 (監査等委員) 宮田 賀生	15回中15回(100%)	17回中17回 (100%)	産業界における当社とは異なる事業領域での豊富な経験や、海外事業法人の社長を含む経営者としての高い見識から、経営に係る助言及び提言を行っております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っているほか、監査等委員として、積極的に事業所往査などにも取り組んでおります。
取締役 (監査等委員) 河野 雅明	11回中11回 (100%)	11回中11回 (100%)	金融機関での与信管理・財務管理に関する豊富な経験や、金融機関等の経営者としての高い見識など、金融界における知見から、経営に係る助言及び提言を行っております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っているほか、監査等委員会委員長及び指名・報酬委員としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しており、監査等委員として、積極的に事業所往査などにも取り組んでおります。
取締役 (監査等委員) 三浦 州夫	11回中11回 (100%)	11回中11回 (100%)	裁判官及び弁護士としての法曹界における豊富な経験に基づく高い見識と、上場企業での社外 役員としての豊富な知見から、経営に係る助言及び提言を行っております。また、コンプライ アンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。加えて、独立社外取締役会 議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論を もとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業 務執行側に様々な助言及び提言を行っているほか、コンプライアンス委員会委員長としても、 当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しており、監査等委員として、積極的に事 業所往査などにも取り組んでおります。

⁽注) 取締役河野雅明氏及び取締役三浦州夫氏が取締役に就任した2020年6月24日以降、取締役会は11回、監査等委員会は11回開催されています。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	区 分	支払額(百万円)
1	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	153
2	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	474

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の①の金額にはこれらの金額の合計額を記載しております。
- (注) 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査実施計画について、その監査範囲・活動内容が合理的に設定されていること、また、監査品質の維持、監査の効率化にも配慮しながら、適切かつ十分な監査日数と監査要員を確保していることを確認するとともに、取締役等から、監査報酬の決定方針及び監査日数と報酬単価の精査を通じて報酬見積り額の算定根拠等について説明を受け、過去の報酬実績も踏まえ、その適切性・相当性を検証した結果、本年度の会計監査人に対する報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行いました。
- (注) 3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「事業管理に関するアドバイザリー業務」等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意のもとに監査等委員会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査等委員会が当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針(いわゆる「内部統制システムの基本方針」)は、次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループが持続的に発展をしていくために、社会に対する約束事でありグループで共有する価値観として定めた『KOBELCOの3つの約束』及びこの約束を果たすためにグループ全社員が実践する具体的な企業行動規範として定めた『KOBELCOの6つの誓い』をコンプライアンスの規範・基準とする。当社グループのコンプライアンス推進活動は、『神戸製鋼グループ・コンプライアンスプログラム』をベースに計画・実行する。当社及び主要グループ会社においては、取締役会の諮問機関として社外委員を入れた「コンプライアンス委員会」を設置する他、外部の弁護士を受付窓口とする「内部通報システム」を導入するなど、外部からのチェックを組み込んだ社会規範や法令等の遵守体制を構築する。

② 財務報告の適正性確保のための体制整備

『財務報告に係る内部統制基本規程』に従い財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

『取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する規程』に従い、適切に取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行なう。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

『リスク管理規程』を策定することにより、業務の適正と効率性を確保する。『リスク管理規程』は、当社事業を取り巻くリスクについて、各部門が個別のリスク項目を抽出し、その抽出されたリスク項目の重要度に応じた予防保全策及びリスク顕在時の対応手順を定める他、リスク管理のモニタリング体制のあり方について規定するものである。リスク管理活動は、事業活動と連動して展開し、企業価値を毀損する可能性のあるリスクに適切に対応する。また、この体制については、内部監査部門により適切性や有効性の検証を実施する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は「監査等委員会設置会社」であるが、より「透明性」「公正性」が確保された経営体制を実現すべく、当社グループのコーポレート・ガバナンス機能の中心となる当社取締役会に監査等委員である社外取締役に加えて、監査等委員でない社外取締役を選任する。

また、「迅速」な意思決定に加えて、事業ユニット間での情報共有・連携などグループの総合力を最大限発揮していくための経営システムとして「事業部門制」を採用している。素材系・機械系・電力をそれぞれ総括する取締役を配置し、その指揮の下で取締役会が選任した執行役員が各事業部門の業務を執行する。また、リスク管理を総括する取締役、品質を総括する取締役を配置し、各事業部門の業務執行に対するモニタリング機能の強化とともにガバナンス強化も図っている。

この他、事業戦略等経営に関する方向性や取締役会付議事項を審議する場として「経営審議会」を開催する。また、業務を執行する取締役、執行役員及び技監並びに社長の指名する関係会社の社長及び役員を構成員とする「役員連絡会」を置き、経営に関する重要な事項について情報の共有化を図る。

⑥ 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

『グループ会社管理規程』に従い、グループ会社の行なう重要な意思決定に際しては、当社主管部門・本社部門と協議、 重要事項の報告などを義務づけるとともに、一定金額を超える財産処分行為他については、当社の取締役会、社長の事前承 認を要求することで、グループー体運営を図ることとする。 また、当社グループとして最低限整備すべきルールを「グループ標準」として定め、当社の全ての子会社がこの標準に沿って自社の規程を整備する体制とすることとし、今後「グループ標準」に基づくリスク管理の教育・浸透・推進を図るとともに、子会社は事業を取り巻くリスクについて、『リスク管理規程』に従い、個別のリスク項目を抽出し、その抽出されたリスク項目に対して現状評価を行ない適切な予防保全策を立案する。

また、子会社に対して、適宜取締役又は監査役を派遣し、子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営を管理・ 監督する。

さらに『KOBELCOの3つの約束』及び具体的な企業行動規範としての『KOBELCOの6つの誓い』を共有し、『神戸製鋼グループ・コンプライアンスプログラム』をベースに、コンプライアンス委員会の設置や、内部通報制度の整備等といった取組みを子会社に対して求め、法令等遵守体制を構築する。

ただし、上場会社については当社からの一定の経営の独立性を確保することが必要であることから、当社が関係会社経営者の独自の判断を拘束することのないように配慮をする。

② 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、同取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の同取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会事務局を置く。また、事務局の使用人については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性の確保及び指示の実効性の確保を図るため、その人事異動及び人事評価等を監査等委員会と事前に協議する。

事務局の使用人は「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会の指示を受けて監査等委員会監査に係る補助業務等を行なう。なお、監査等委員会監査にかかる補助業務等の遂行にあたっては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人はこれを妨げず、監査の実効性確保に協力する。

⑧ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して、法定事項に加え、定期的 に職務の執行状況、重要な委員会等の報告を行なう。また、事業活動において発生した重要なリスクとその対応状況、財務 報告の適正性を確保するための社内体制の整備・運用状況についても、都度報告する。

加えて、子会社の状況については、必要に応じて、その取締役、監査役、使用人から監査等委員会に対して報告を行なうとともに、監査等委員会事務局及び特定監査を含めた当社の内部監査部門は、監査等委員会に対してグループ全体のコンプライアンス、リスク管理等について適宜報告を行なう。

「内部通報システム」における内部通報者の不利益待遇の禁止と同様に、監査等委員会に報告を行なった者が不利な取扱いを受けないことを企業倫理綱領に定め、その周知徹底を図る。

⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について、会社法に基づく費用の支払い等の請求をしたときは、当該請求が監査等委員会の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

なお、監査等委員会は、職務上必要と認める費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会の「年度監査方針・計画」を取締役会等において説明を受ける他、監査等委員会と代表取締役社長との定期的会合、内部監査部門との連携など監査環境の整備を図る。

(注) 1. 直接出資に限らず間接出資を含めた子会社を「グループ会社」として管理対象にしております。 (注) 2. 上記は、当期において運用されたものであります。なお、本年3月29日開催の取締役会において、本年4月1日に実施した経営体制の見直し等を反映した改訂を決議いたしました。新たな内部統制システムの基本方針につきましては、当社ホームページ (https://www.kobelco.co.jp) に本定時株主総会の参考情報として掲載しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度におけ る当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

・コンプライアンス委員会の開催

取締役会の諮問機関である「コンプライアンス委員会」を2回開催し、前年度活動実績の報告と年度計画の策定・承認等を実施いた しました。

・神戸製鋼ブループ・コンプライアンスプログラムの実行 「神戸製鋼ブループ・コンプライアンスプログラム」に基づき、「トップコミットメント」と「教育」に注力した取組みを実 施いたしました。また、一部の国内グループ会社にて同プログラムを先行導入し、コンプライアンス体制、競争法、贈収賄防 止、安全保障貿易管理についての活動状況診断を実施いたしました。

・コンプライアンス研修の実施

当社グループで実施すべきコンプライアンス教育を「階層別」、「個別法令」、「役割別」に体系化し、オンライン研修等に 切り替えながら、計画通り実施いたしました。

・モニタリング活動/内部通報制度の利用状況

競争法や安全保障貿易管理等に関する定期モニタリングを実施いたしました。内部通報制度では、国内外グループ会社分を含め 112件の通報を受け付け、適宜対応を実施いたしました。対応状況についてはコンプライアンス委員会に報告を実施いたしました。

・コンプライアンス意識調査の実施

今年度も当社及び国内グループ会社でコンプライアンス意識調査を実施し、その結果も踏まえ2021年度のコンプライアンス推 進活動を計画いたしました。

② リスクマネジメントについて

当社グループではグループの企業価値を毀損する可能性のあるリスクに対して適切に対応するため、「リスク管理活動」に取り 組んでおります。

・重要度の高いリスクへの対応

リスク発生時の影響が重大でグループ全体に及ぶと想定される重要度の高いリスクにつき、リスクオーナー(担当役員)のもと リスク管理活動を推進しています。活動計画や実施状況等は取締役会に報告され、経営トップは活動の状況を確認しております。

リスクオーナーの指示のもと、各部門のリスク対策実行責任者は「リスクの抽出・点検」→「リスク管理計画の策定」→「実 行」→「点検」→「次年度への改善点の反映」のサイクルでリスク管理活動を実施いたしました。この活動結果を経営トップ が確認したうえで、次年度以降の計画に繋げており、この運用はグループ各社にも積極的に展開しております。なお、2021年 度からは、経営審議会の補佐機関として新たに設置したリスクマネジメント委員会が、リスクマネジメント全般に関する基本方 針やリスクマネジメントの重要課題に関する具体的な方針を立案・評価する体制に移行し、実効性の向上を図ってまいります。

③ 取締役の職務の執行の効率性の確保に対する取組み

取締役会の議論の活性化、監督機能向上のため、取締役会実効性評価を実施しております。各取締役に、前年度の実効性評価結 果や当社の経営課題等を踏まえたアンケート、ヒアリングを実施し、取締役会での議論を経て、その結果を当社ホームページで開 示するとともに、抽出された課題に対し、取締役会事務局が中心となって対応を進めました。

また、事業戦略等経営に関する方向性等の議論のため、経営審議会を24回開催いたしました。経営審議会には常勤の監査等委員 が出席し、監査等委員会への情報提供を行うことで監督機能の向上を図っております。このほか、独立社外取締役会議を開催し情 報共有を行うことで監督機能の向上を図っております。

④ 監査等委員会監査の実効性の確保に対する取組みの状況

・監査等委員会のモニタリング

業務執行状況に関するモニタリングのため業務執行取締役、事業部門長、執行役員に対する面談を実施いたしました。また、 子会社の往査、事業部門の企画管理部門、海外統括会社のヒアリングを実施いたしました。このほか、子会社監査役の活動状 況の聴取を実施いたしました。

なお、2017年10月に公表した当社グループにおける品質不適切行為の再発防止策の実行状況をはじめ、今後の信頼回復と向 上、当該事案の風化防止に向けた活動を引き続き注視してまいります。

内部統制部門及び会計監査人との連携状況

会計監査人と定期的に会合をもち、監査体制、監査計画及び監査実施状況等について意見交換を行うなど緊密な連携を保って おります。また、監査の実施経過について適宜報告を受けております。

内部監査部門からは定期的に監査方針・計画を聴取するとともに、内部監査部門、内部統制部門の双方から、適宜コンプライ アンスやリスク管理等の内部統制システムの実施状況とその監査結果の報告を受けております。

(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(「会社支配に関する基本方針」)

① 基本方針の内容

当社は、明治38年の創立から110年を超える歴史の中で、独自の事業領域を形成してまいりました。特に、当社の素 材系事業や機械系事業は事業の裾野が非常に広く、これらの事業分野を構成する個別の事業の多様性を前提として初め て創出されるシナジーが存在いたします。また、これらの事業は、研究開発や生産現場で果敢な挑戦を続ける当社従業 員をはじめ、当社との間で長年に亘り信頼関係を培ってきた輸送機やエネルギー・インフラ分野をはじめとする国内外 の取引先ならびに顧客等の多様なステークホルダーによって支えられております。さらに、当社は、素材系事業におけ る代替困難な素材や部材、機械系事業における省エネルギーや環境に配慮した製品等、当社独自の多彩な製品群を幅広 い顧客に供給するとともに、電力事業においても極めて重要な社会的インフラである電力の供給という公共性の高いサ ービスを提供しており、社会的にも大きな責任を担っているものと考えております。当社は、こうした各事業間におけ る技術の交流・融合によるシナジー効果や、独自・高付加価値製品の提供とこれにより構築されたステークホルダーと の信頼関係、社会的インフラ提供の青務と社会の皆様からの信頼こそが当社の企業価値の源泉であると考えております。 当社は、上場会社として、株式の自由な取引の中で、上記のような源泉から生み出される当社の企業価値、ひいては 株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の異動を伴う当社株券等に対する大規模な買付行為であって も、当然是認されるべきであると考えておりますが、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、このような 当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な、当社の経営理念、当社を支えるステークホ ルダーとの信頼関係等の当社の企業価値を生み出す源泉を十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株 主共同の利益を確保し、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社は、当社株券等に対する大規模な買付行為を行ないまたは行なおうとする者に対しては、関連する 法令の許容する範囲内において、適切な対応をとることにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保に努めな ければならないと考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に 資する特別な取組み

(i) 経営戦略の展開による企業価値向上への取組み

当社は、グリーン社会の実現への貢献、安全・安心なまちづくり・ものづくりへの貢献など、当社グループ独自の技術による社会課題の解決を通じた競争優位性の発揮と、それを支えるガバナンスの追求により企業価値向上を図るため「KOBELCOグループ中期経営計画(2021~2023年度)」の実現に取り組んでおります。

今後も、「安全・安心で豊かな暮らしの中で、今と未来の人が夢や希望を叶えられる世界」の実現に向け、当社グループのもつ個性と技術を活かし合い、素材系事業、機械系事業、電力事業を3本柱として、社会課題の解決を通じた企業価値の向上を目指してまいります。

※「KOBELCOグループ中期経営計画(2021~2023年度)」の内容の詳細につきましては、当社ホームページ(https://www.kobelco.co.jp)プレスリリース欄をご参照ください。

(ii) コーポレートガバナンス(企業統治)の強化による企業価値向上への取組み

当社は、継続的に企業価値を向上させるためには、コーポレートガバナンスの強化が必要であると考えております。 当社は、監査等委員会設置会社への移行、取締役会メンバーの見直し、社外委員が委員の過半数を占める指名・報酬 委員会やコーポレートガバナンス委員会をはじめとした諮問機関の設置による監督機能向上、役員報酬制度の見直し等 の様々な取組みを通じて、コーポレートガバナンス体制の強化を図ってまいりました。

今後も、当社は、コーポレートガバナンス委員会が中心となって、取締役会実効性評価の結果等を踏まえながら、更なるコーポレートガバナンスの強化に向けて、継続的に検討を進めてまいります。

③ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等の大規模買付行為を行ないまたは行なおうとする者に対しては、当社の企業価値および株主共同の利益を確保する観点から、関係する法令に従い、株主の皆様が大規模な買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様の検討のために必要な時間と情報の確保に努めるものといたします。

また、仮に大規模な買付行為に対する速やかな対抗措置を講じなければ、当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるおそれがあると合理的に判断されるときには、株主から経営を負託された当社取締役会の当然の責務として、関連する法令の許容する範囲内において、適宜、当該時点で最も適切と考えられる具体的な措置の内容を速やかに決定し、実行することにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保に努めてまいります。

なお、上記②および③に記載の取組みは、上記①に記載の方針に従い、当社の企業価値および株主共同の利益に沿うものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

成果の配分につきましては、当社の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮することとし、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績および配当性向等を勘案して決定してまいります。 内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。

また、業績に応じた利益配分を考慮する上で、基準とする配当性向につきましては、当面の間、連結純利益の15%から25%程度を目安といたします。

剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項および第460条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

これに基づき、定款に定める基準日である中間期末および期末に、年2回の配当を取締役会決議により実施することを基本としております。それ以外を基準日とする配当を行なう場合には、別途取締役会にて基準日を設定したうえで行ないます。

人 上

⁽注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

			科			目				金額
					j	資	産	の	部	
流		1	h		貣	Į		産		1,156,180
	現	3	Ż	及		Ω,	列	Ę	金	262,345
	受	取	手	形	及	Ω,	売	掛	金	313,994
	有		ſ	⊞		ā	E		券	55,199
	商	6		及		Q,	患	ij ĸ	品	169,717
	仕				掛				品	122,114
	原	材	料	及	į (J,	貯	蔵		158,442
	そ				の				他	76,792
	貸		倒		引		当		金	△2,427
固		፲	Ē		貣	Ĩ		産		1,426,693
	有	形	[古	定	!	資	産	Ē	1,078,619
	建	物)	及	Ω,	棹	睛	築	物	247,469
	機	械	装	置	及	Ω,	運	搬	具	441,128
	エ	具	`	器	具	及	Ω,	備	品	14,935
	\pm								地	134,961
	建		設		仮		勘		定	240,123
	無	形	[古	定	!	資	産	Ē	36,565
	ソ	7	7	 		ウ	٦	_	ア	19,538
	そ				の				他	17,026
	投	資	そ	の	他	の	資	産	Ē	311,508
	投	貣	¥	有		価	ā	E	券	172,415
	長		期		貸		付		金	3,658
	繰	延	<u>E</u>	税		金	貣	Į.	産	69,262
	退	職	給	付	に	係	る	資	産	19,456
	そ				の				他	65,169
	貸		倒		31		当		金	△18,454
	資		Ē	童		2	Ì		計	2,582,873

				(単位:百万円)
	科	B		金額
		負債(の部	
流	動	負	債	815,747
7710	支払手形		掛金	382,751
	短期	借入	金	161,803
	1 年 内 償	還予定の	社債	20,572
	未	払	金	85,023
		去人稅	等	9,587
	賞 与	引当	金	18,655
	製品保	証引当	金 金	15,780
	受注工事		当 金	18,562
	債務保証	E 損 失 引	当 金	924
	顧客補償等	対応費用引	当金	1,397
	そ	の	他	100,688
古	定	負	債	997,750
	社		債	61,050
	長 期	借入	金	744,382
	リ ー	ス債	務	59,970
	繰 延 種	党 金 負	債	6,638
	再評価に係	る繰延税金	負債	3,251
	退職給欠		負債	84,135
	環境対	策引当		1,799
		関連費用引		1,620
_	そ 	<u></u>	他	34,901
負	債	合统资金	計	1,813,498
+#-	主	<u>純資産</u> 資	の部本	719,789
株	資	貝 本	金金	250,930
	資本	剰 余	金	102,228
	利益	剰 余	金	368,892
	自己	株	式	△2,261
そ	の他の包括		額	△ 9,427
•		証券評価差		15,757
	繰延へ	ツ ジ 損		△13,764
	土地再		額金	△3,406
	為替換		勘定	△4,568
		係る調整累		△3,444
非	支 配 梯		分	59,013
純	資 産	合	計	769,375
負	債 純 貧	産 合	計	2,582,873

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

				科	B				金	額
売				1	_			高		1,705,566
売			上			原		価		1,482,378
	売		上		総		利	益		223,188
販	売	費	及	Q,	_	般	管 ∃	理 費		192,789
	営			業		利		益		30,398
営		業		夕	,	ЦJ	Z	益		
	受	取	利	息	及	び	配	当 金	4,889	
	そ				の			他	20,116	25,006
営		業		夕	,	麦	ŧ	用		
	支			払		利		息	11,526	
	そ				の			他	27,690	39,216
	経			常		利		益		16,188
特			別			利		益		
	古	定		資	産	売	却	益	9,900	
	段	階	取	得	に	係	る	差 益	3,259	
	投	資	有	価	証	券	売	却 益	2,909	16,069
特			別			損		失		
	減			損		損		失	13,509	13,509
	税	金 等	調	整	前	当 期	純	利 益		18,748
	法。	人 税	`	住 月	民 税	及で	び事	業税	9,585	
	法	人		税	等	調	整	額	△13,490	△3,904
	当		期		純		利	益		22,653
	非 支	配相	朱 主	に帰	属	する当	期 純	損失		△580
	親会	注社	朱主	に帰	属	する当	新期 純	1 利益		23,234

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単1	立:巨	5万円)
金	額	

			(単位:百万円
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
<u>資産の部</u> 流動資産	807,636	負債の 部 流 動 負 債	619,865
	140,523	加 期 貝 貝 買 掛 金	239,724
		短期借入金	101,363
	1,336	リース債務	4,716
売 掛 金	108,767	1 年内償還予定の社債	20,000
リース債権	454	未 払 金	69,491
有 価 証 券	55,199	未払費用	20,354
商品及び製品	77,942	未払法人税等	592 121.066
仕 掛 品	89,825	前 受 金 預 り 金 ー	121,966 6,480
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	107,861	前	269
前 金	101,170	賞与引当金	6,606
前 払 費 用	3,168	製 品 保 証 引 当 金 受 注 工 事 損 失 引 当 金	4,650
短 期 貸 付 金	75,278	受注工事損失引当金	15,293
未 収 入 金	32,712	環境対策引当金	1,273
そ の 他	13,439	顧客補償等対応費用引当金	1,260
貸 倒 引 当 金	△45	そ の 他 固 定 負 債	5,821 679,340
固 定 資 産	1,009,814	四 	60.000
有 形 固 定 資 産	571,739	長期借入金	534,585
建物	91,259	リース債務	39,630
構築物	46,685	退職給付引当金	36,142
機 械 及 び 装 置	283,896		1,058
車 両 運 搬 具	899	解体撤去関連費用引当金	1,620
工具、器具及び備品	7,366	資 産 除 去 債 務 そ の 他	738 5.563
土 地	65,272	負 債 合 計	1,299,205
建設仮勘定	76,358	純資産の部	1,233,203
無 形 固 定 資 産	14,734	株 主 資 本	507,565
ソフトウェア	12,952	資 本 金	250,930
施 設 利 用 権	326	資本剰余金	100,789
そ の 他	1,455	資 本 準 備 金 利 益 剰 余 金	100,789 157,148
投資その他の資産	423,340	その他利益剰余金	157,148
投資有価証券	73,836	特別償却準備金	129
関係会社株式及び出資金	194,965	固定資産圧縮積立金	1,925
長期貸付金	107,431	繰 越 利 益 剰 余 金	155,093
前払年金費用	17,836		△1,302
操延税金資産	19,726	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	10,680 11.191
そ の 他	14,688	その他有価証券評価差額並 繰 延 へ ッ ジ 損 益	11,191 △511
算 倒 引 当 金	△5.144	純 資 産 合 計	518,245
資産合計	1,817,450	負債 純資産合計	1,817,450

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

					(+1111-1111)
禾	4	目		金	額
売	上		高		924,648
売	上	原	価		863,277
売	上 総	刹	益		61,370
販 売 費	及び	一 般 管 理	費		74,581
営	業	損	失		△13,210
営	業 外	収	益		
受 取	利 息	及 び 配 当	金	21,023	
そ		O	他	15,483	36,506
営業	業 外	費	用		
支	払	利	息	5,941	
そ		の	他	24,989	30,930
経	常	損	失		△7,634
特	別	利	益		
固定	資	産 売 却	益	2,781	
関 係	会 社	株 式 売 却	益	5,386	8,167
特	別	損	失		
減	損	損	失	2,912	
関 係	会 社	株式評価	損	2,313	5,225
税 引	前 当	期 純 損	失		△4,691
法 人 税	、住民	税 及 び 事 業	税	△5,877	
法 人	税等	等 調 整	額	△6,702	△12,580
当	期	屯利	益		7,888

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

以下の事項につきましては、当社ホームページに掲載しております。 ・連結株主資本等変動計算書

- ・連結注記表 ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

https://www.kobelco.co.jp

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 神 戸 製 鋼 所取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社神戸製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業 倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たし ている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示が

ないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除 外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査 人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている 場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 神 戸 製 鋼 所取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第168期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法 人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がな

いかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を 喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、 将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査 人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている 場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第168期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他企業集団の業務の適正を確保するための体制(財務報告の適正性を確保するための体制を含む。以下「内部統制システム」という。)に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制について取締役及び使用人 等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行 役員、内部監査部門その他内部統制部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要 な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等 を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及 び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及びこれに基づく各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 企業集団の内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、当社グループにおける品質不適切行為につきましては、グループ全体で信頼回復に向けた活動に継続的に取り組んでおり、監査等委員会として、再発防止策が予定通り進捗していることを確認しております。今後当社は更なる信頼回復と向上、当該事案の風化防止に向け取り組む方針であり、その活動を引き続き注視してまいります。

- ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、 指摘すべき事項は認められません。また、これに基づく各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主 共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社 神戸製鋼所 監査等委員会

監査等委員長 河 雅 明印 裕 士印 監査等委員(常勤) 石 JH 監査等委員(常勤) 扙 馬 靖 印 監査等委員 宮 \mathbb{H} 賀 生印 監査等委員 浦州 夫 印

(注) 監査等委員河野雅明、監査等委員宮田賀生、監査等委員三浦州夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主メモ

業 年 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年 事 度 定 時 株 主 総 会 毎年6月開催 基 進 \Box 定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金毎年3月31日 中間配当金毎年9月30日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日 上場証券取引所 東京証券取引所市場第一部 名古屋証券取引所市場第一部 電子公告とし、当社ホームページ (https://www.kobelco.co.jp) 公 告 方 法 に掲載いたします。なお、事故その他やむを得ない事由により、電子公 告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

【株式のお手続に関するお問い合わせ先】

当社株式に関する住所・氏名等の変更、配当金振込指定・変更、単元未満株式買取・買増請求及び相続等のご相談、お手続は、以下にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

株 主 名 簿 管 理 人

特別口座管理機関

T541-8502

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

0120-094-777 〇通話料無料

(受付時間) 土・日曜日、祝日を除く 午前9時~午後5時

三菱UFJ信託銀行(株)

- ※ 証券会社にお預けの当社株式については、お預けの証券会社にお問い合わせください。
- ※ 未受領配当金のお受け取りのお手続については、三菱UFJ信託銀行(株)にお問い合わせください。



環境への取組み

CDP「気候変動」「水セキュリティ」で「A-」の評価を獲得

当社は、環境情報開示システムを提供する国際的な非営利団体であるCDP*による評価において、「気候変動」と「水セキュリティ」に対する取組みや情報開示が優れた企業として「A-(Aマイナス)」の評価を受けました。今後も、KOBELCOグループ全体として、地球環境をはじめとする社会課題の解決に挑みながら持続的な企業価値向上を図っていくサステナビリティ経営をさらに推進してまいります。



※CDP: 2000年に英国で発足した非営利団体 (NPO) で、各国投資家等の支援を受けて運営されており、民間企業を対象とした気候変動や水資源管理の調査を実施し、その結果を公表しています。

社会への取組み

東京都「心のバリアフリー」サポート企業に登録

当社グループは、社員一人ひとりの多様性を尊重し、それぞれの社員が持てる能力を最大限発揮できる職場づくりを進めています。女性社員や外国籍社員及びその上司を対象とする研修等の活躍支援や、男性社員の育児参画支援等の職場環境整備等に取り組んでいます。これらの取組みが評価され、当社は東京都「心のバリアフリー」サポート企業に登録されました。



外国籍従業員の上司向け研修

KOBELCO 森の童話大賞

次世代を担う子どもたちに、さまざまな自然の恵みをもたらす森を大切にする気持ちを育んでもらうことを目的に、全国の小中高校生から「森」をテーマにしたおはなしを募集しています。金賞作品は絵本作家の挿絵で絵本化し、後援自治体所管の学校等に、寄贈しています。2020年度の第8回は426件の応募をいただき、小学生の部では林美羽さんの「森のかけはし」、中高生の部では増井玲奈さんの「森の命の素晴らしさ」が金賞を受賞しました。



第8回森の童話大賞 金賞作品

当社ホームページでは、さらに詳しい情報を掲載しています。 https://www.kobelco.co.jp/sustainability/index.html



株主総会会場ご案内図

神戸市中央区港島中町6丁目11番1

神戸国際展示場2号館(1階)



→ 日時

2021年6月23日(水曜日) 午前10時(午前9時開場予定)

※開場時刻及び開始時刻が前回と異なりま すので、お間違えのないようご注意くださ

交通機関

[神戸新交诵ポートライナー]

会場へはポートライナー「三宮駅」にて乗車、 「市民広場駅」下車、西へ徒歩約3分

ポートライナー「三宮駅」は、JR三ノ宮駅、 阪急電鉄・阪神電鉄神戸三宮駅、神戸市営地下 鉄三宮駅、同地下鉄三宮・花時計前駅乗りかえ



お願い

- ●当日は、会場周辺の道路の渋滞も予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- ●節電のため、株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

株主の皆様の健康と安全を最優先に考え、新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、事前に書面(郵送) 又はインターネットによる方法にて議決権をご行使いただき、会場へのご来場をお控えいただくことをご検討お願 い申しあげます。本招集ご通知に同封の書面及び当社ホームページ(https://www.kobelco.co.jp)もあわせてご 確認ください。



